

第七項 平成十二年五月定例会

平成十二年五月定例会概括表

月日	5月26日	5月30日	月日
諸般の報告・紹介	故小渕恵三前内閣総理大臣に対する議長弔意 黙禱 委員派遣要求承認の報告 監査委員及び包括外部監査 人の監査報告の配付 議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読 新任者の紹介	議長の辞職願朗読 議長退任の挨拶 新議長就任の挨拶 副議長の辞職願朗読 副議長退任の挨拶 新副議長就任の挨拶 議長就任に伴う委員辞任報告 正副委員長互選結果報告 補欠選挙の依頼通知書朗読 追加議案の送付書朗読	
選挙・指名	会議録署名議員の指名	議長の選挙 副議長の選挙 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任 特別委員会委員の辞任及び選任 議会選出各種議会議員の選挙	
上程議案	第一三一号議案 第一四一号議案 承第二号	第一四二号議案、 第一四三号議案 (追加)	
質疑・一般質問・討論		一般質問 原 富夫 答弁 小寺知事 高井教育長 野口企業管理 者 関根総務部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 一般質問 山下 勝	
状況	委員報告・議決・その他 議席の一部変更 会期の決定 知事の提案説明 第一四一号議案、原案に同意 請願の委員会付託 休会の議決	議長の辞職許可 副議長の辞職許可 知事の提案説明 第一四二号議案、第一四三号議案、原案に同意 休会の議決	

9 日	6 月 2 日	6 月 1 日
追加議案の送付書朗読 議案提出書朗読		
第一四〇号議案 第一三一号議案 (追加) 第一四四号議案	第一三一号議案 第一四〇号議案 承第二号	
委員報告に対する討論 宇津野洋一 一部反対の討論 議第七号議案に対する討論 金子賢 反対討論	答弁 小寺知事 高井教育長 茂田警察本部長 関根総務部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 亀山豊文 答弁 小寺知事 福島企画部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 高井教育長 一般質問 金田克次 答弁 高井教育長 茂田警察本部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 茂田警察本部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 山口林務部長 一般質問 田所三千男 答弁 高井教育長 茂田警察本部長 林環境生活部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 星野 寛 答弁 高井教育長 茂田警察本部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	答弁 小寺知事 高井教育長 茂田警察本部長 関根総務部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 亀山豊文 答弁 小寺知事 福島企画部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 高井教育長 一般質問 金田克次 答弁 高井教育長 茂田警察本部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 茂田警察本部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 山口林務部長 一般質問 田所三千男 答弁 高井教育長 茂田警察本部長 林環境生活部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 星野 寛 答弁 高井教育長 茂田警察本部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長
知事の提案説明 第一四四号議案、原案のとおり 同意 委員報告 第一三一号議案、第一四〇号議案	議案の委員会付託 休会の議決	

承第二号
請願
議第四号議案
議第七号議案

案及び承第二号並びに各請願は
委員長報告のとおり可決、決定
及び承認
議第四号議案、議第七号議案、
可決
特定事件の継続審査

本会議第一日（五月二十六日）

◎故小淵恵三前内閣総理大臣に対する議長弔意
追悼の辞

◎黙禱

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告
監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

高井健二教育委員会委員・教育長（四月一日付）
福島 昇企画部長（四月一日付）
岡 英夫保健福祉部長（四月一日付）

◎議席の一部変更

着席のとおり指定することに決定

◎会議録署名議員の指名

岩井 均、田所三千男、荻原康二の各議員を指名

◎会期の決定

会期は五月二十六日から六月九日までの十五日間とすることに決定

◎議案の上程

第三百三十一号議案 平成十二年度群馬県一般会計補正予算（第一号）
第三百三十二号議案 群馬県情報公開条例
第三百三十三号議案 群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例
第三百三十四号議案 群馬県個人情報保護条例
第三百三十五号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第三百三十六号議案 群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例

の一部分を改正する条例
第百三十七号議案 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の

防止に関する条例の一部を改正する条例

第百三十八号議案 前橋市と勢多郡大胡町との境界変更について

第百三十九号議案 工事委託契約の締結について

第百四十号議案 包括外部監査契約の締結について

第百四十一号議案 群馬県名誉県民の選定について

承 第 二 号 専決処分承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

小淵総理におかれましては、去る四月二日、突然病に倒れ、多くの人々の回復への願いもむなしく、五月十四日逝去されました。

小淵総理は、総理の職に命をかけ、その職に匂じられました。悲しみの極みであり、謹んで二〇〇万県民とともに哀悼の意を表します。

ここに、小淵総理の功績をたたえ、群馬県民の敬愛と感謝の気持ちをあらわし、名誉県民の称号を贈り、永くその栄誉を顕彰いたしたいと存じます。

本議会にその議案を提出しております。

今回の提出議案は、予算関係一件、事件議案十一件、合計十二件であります。

まず、予算関係であります。これは債務負担行為の補正を行うもので、緊急地方道路整備工事請負契約ほか四件について、そ

れぞれ来年度以降に期間が及ぶ契約を締結しようとするものであります。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。

第百三十二号議案は、情報公開の理念を踏まえ、従来の群馬県公文書の開示等に関する条例を全面的に見直し、新たに群馬県情報公開条例を制定しようとするものであり、第百三十四号議案は、情報化社会に対応し、個人情報保護を保護する観点から、群馬県個人情報保護条例を制定しようとするものであります。

また、第百三十七号議案は、悪質なつきまとい行為、いわゆるストーカー事案などに対して、その被害防止を図るため、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

◎百四十一号議案については、委員会付託を省略し採決

原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

五月十九日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

五月二十九日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月三十日）

◎議長の辞職

大林喬任議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎議長退任のあいさつ

◎議長の選挙

菅野義章議員 当選

◎議長就任あいさつ

菅野義章議長

◎副議長の辞職

金田賢司副議長から辞職願が提出され、採決の結果許可された。

◎副議長退任のあいさつ

◎副議長の選挙

矢口 昇議員 当選

◎副議長就任あいさつ

矢口 昇副議長

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会委員の辞任及び選任

各特別委員会委員の辞任に伴い、配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

菅野義章議長から議長就任に伴い総務企画常任委員会委員辞任の報告

各委員会の正副委員長互選の結果報告
知事からの補欠選挙の依頼通知書を職員が朗読

◎前橋工業団地造成組合議会議員の選挙

小島明人議員 当選

◎群馬県競馬組合議会議員の選挙

山口 清議員 当選

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第四百四十二号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選

任について

第四百十三号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

本日追加提出いたしました議案について御説明申し上げます。追加提出議案は、監査委員の選任についてであります。

これは、議会の議員のうちから選任いたしました監査委員原富夫氏及び秋山一男氏が五月二十九日に辞任されましたので、その後任者として、大澤正明氏及び関根圀男を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎休会の議決

五月三十一日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第三日（六月一日）

◎一般質問（第三百三十一号から第四百十号までの各議案及び承第二号を議題として、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 原 富夫

- 1 平成十一年度決算見直しについて
- 2 個人情報保護条例について
- 3 社会福祉基礎構造改革への本県の取組について
- 4 廃棄物不法投棄防止緊急対策について
- 5 児童生徒の問題行動の現状とその対応について
- 6 経営改善室の設置と観光施設事業の経営改善について
- 7 日本一の県立病院づくりについて
- 8 e l v i s i o n（新ぐんま経済社会ヴィジョン）の実現に向けた取組について
- 9 国民文化祭・ぐんま二〇〇一について

二 フォーラム群馬 山下 勝

- 1 決算見込みについて
- 2 介護保険制度について
- 3 少年問題について
- 4 経済対策について
- 5 健康増進対策について
- 6 「保健福祉事務所」の統合の成果等について
- 7 献血対策について
- 8 映画・映像文化事業の振興について
- 9 県道等の震災対策・安全確保について
- 10 環境問題について
- 11 農業関係の技術開発について

三 自由民主党 亀 山 豊 文

- 1 「二十一世紀のプラン」の策定について
- 2 行政評価の導入について
- 3 青少年こども行政の推進について
- 4 学童保育事業について
- 5 介護保険制度の施行について
- 6 群馬県男女共同参画行動計画の策定について
- 7 林野火災対策について
- 8 一社一技術について
- 9 サイクリングロード・ネットワーク計画について

四 日本共産党県議団 早 川 昌 枝

- 1 森首相の「神の国」発言に対する知事の見解について
- 2 介護保険の利用料負担軽減等について
- 3 食料自給率の向上と農政の転換について
- 4 学校給食について

原 富夫議員―(略)―

質問に先立ちまして、去る五月十四日、四十三日間にも及ぶ闘病の結果、ついに帰らぬ人となられました小淵恵三前総理の偉大な功績をたたえるとともに、皆様とともに、その御冥福を心よりお祈りしたいと存じます。

福田、中曽根両総理に続く郷土群馬が生んだ第三の総理として、多難な政局に真剣に取り組まれ、内政外交に大きな成果を上げら

れたことは、私たち県民にとって大きな誇りであると同時に力強い支えでもありました。その前総理が、景気回復や沖繩サミットを目前に控え、志半ばにして倒れられたことは、まことに無念の一語に尽きるものと推察いたします。

私たちは、この小淵元総理の熱き思いをしっかりと受け継ぎ、県議会と行政とが一体となつて、今後の県政の中に清潔・誠実な小淵イズムを脈々と生かし、反映させていくことこそ前総理の御尽力に報いるただ一つの道であると信じるものであります。議員各位の御賛同をいただければ幸いです。

通告に従い、順次質問をいたします。

日本一の県立病院づくりについて、保健福祉部長にお伺いいたします。

近年、保健・医療を取り巻く環境は大きく変わろうとしております。人口構造の高齢化が進行しております。がん、脳卒中、心臓病などのいわゆる生活習慣病の増加など、疾病構造の変化が起こっております。また、医学・医療技術の進歩による高度・専門医療の進展などによって大きく変わろうとしております。こうした状況と相まって、県民の健康に対する関心は一段と高まっております。医療に対する要望も当然多様化しております。県においても救急医療や医療に恵まれない地域の住民に対する医療の確保、さらには高度・専門医療の充実など、すべての県民が安心して良質な医療が受けられるよう備えることが求められます。しかも、時代に応じた最高の医療が県内において受けられるよう、医療供給体制の整備は強く求められております。

このような中で、医院や病院など公私にわたる医療機関の果た

す役割は大きいとあります。現在、公的医療機関としての県立病院は、循環器、がん、精神、小児のそれぞれの分野で高度医療を担う専門病院として県民の期待に十分こたえているところでありますが、今後もさらに県立病院の整備・充実に図り、県民が安心して医療が受けられるような病院づくりが望まれているところでもあります。

そこで、県では日本一の県立病院づくりを目指し、いろいろな施策に取り組んでいることと思われませんが、今後どのように進めようとしているのか、保健福祉部長にお伺いいたします。―(略)―

岡 英夫保健福祉部長

日本一の県立病院づくりについてお答えいたします。

県立病院は設置以来、県民の健康に必要な医療を提供するということを目標に掲げ、地域医療の確保とその時代が必要としてきた医療の提供に積極的に取り組んできたところでもあります。現在、県立四病院は、各分野における高度・専門医療機能と研究・研修や情報収集・発信機能などのセンター的機能を發揮し、県内医療施設との連携を強化しながら、県立病院としての役割が十分に果たせるよう拡充整備に努めているところであります。

がんセンターでは、本県におけるがん対策の拠点医療機関として新病院の建設整備を進めており、循環器病センターでは、外来、オペ室棟などの増築整備とあわせて、土木部との連携により、敷地内を流れる寺沢川の河川敷を利用して、世界にも例のないリハビリパークとして整備を行っているところであります。

精神医療センターでは、昨年の三月をもって施設整備が一段落

したところであり、県内精神医療の中核病院としての役割を果たすため、特に夜間・休日精神科救急の基幹病院として、処遇困難な患者の受け入れを積極的に進めているところであります。

小児医療センターでは、小児の疾病構造の変化などの医療環境や社会環境の動向を見極めながら、施設の整備や診療機能の充実に向けて検討を進めたいと考えております。

また、各県立病院において、建物や医療機器などのハードの面の整備だけでなく、医師や優秀な医療スタッフの確保・充実に長期的視野に立った専門医の研修、いわゆるレジデント制度の導入や各種研修制度の活用、臨床に直結した研究機能の充実など、ソフト面の整備も図ることにより、時代に即応した最良の医療を提供できる体制づくりに鋭意努めているところであります。

さらに、今年度から循環器病センターと精神医療センターにおいて日本一の県立病院づくり推進事業を予算化したところであり、循環器病センターでは、院内に日本一レベルアップ推進委員会を設置し、一つは医療のレベルアップ、二つは患者サービスのレベルアップ、三つ目に経営改革と意識改革の三つの目標を掲げ、積極的な取り組みを開始したところであります。四月からは地元農産物の産直システムをスタートさせ、新鮮で安全なおいしい食事に患者さんからも大変好評を得ているところであります。

また、精神医療センターにおいても、院内に日本一の病院づくり推進委員会を設置し、事業推進のための体制を整えたところであります。

今後とも施設の拡充整備や組織・体制づくりを進め、開かれた病院とするためにも職員の意識改革をはじめとし、カルテ開示や

ボランティアの導入、さらには広報や情報の発信などにも積極的
に取り組み、県立病院の自主性のもと日本一の県立病院づくりを
目指して医療サービスの向上に努めてまいる所存であります。

早川昌枝議員 ― (略) ―

次に、介護保険です。

制度がスタートして二カ月、さまざまな問題が吹き出してい
ます。特に利用料負担が重すぎて払い切れず、サービスを削らざ
るを得ないという事態が特徴的です。日本共産党国会議員団が、
全国民主医療機関連合会の協力で四月中旬に実施した調査では、
経済的な理由で従前のサービスの後退を余儀なくされた人が一五
・三%にも上がっていることがわかりました。私も県議団も、
現場に向き、お話を聞きしてまいりました。そこで、具体的
な事例を示しながら、利用料の軽減対策を知事に求めたいと思
います。

まず、利用料負担ができずに限度額の範囲内のサービスまで削
らざるを得なくなった事例です。九十一歳になるAさんは、国民
年金と六十歳代の息子夫婦のパート代でぎりぎりの生活です。脳
梗塞の後遺症で若干の痴呆はあるものの、要介護二と認定されま
した。三月までは一週間にデイケア四回、訪問看護二回、入浴サ
ービス二回のサービスを受け、月の負担は四千円弱でした。とこ
ろが、介護保険となり、従前と同じサービスを受けるには食費を
含めて二万八千円もかかることに。ケアマネージャーは同様なサ
ービスをと説得しましたが、前と同じ負担しかできないとサービ
スを辞退してしまいました。

Aさんだけではありません。やはり負担ができずに床ずれがで
きてしまった方、自分に出せるのは一万円が精いっぱい負担の
重い訪問看護やデイケアを半分に削ったため、一人で家にいるこ
とが多くなり、軽い痴呆の症状が出始めた女性もいます。

生活保護を受けているBさんは、九十歳で一人暮らしの女性、
ほとんど寝たきり、要介護五に認定されました。再三施設入所を
進めても、夫がいたこの家で死にたいと在宅を希望しています。
従前の介護サービス料は五十九万四千五百六十円になり限度額を
超えてしまいます。ケアマネージャーは苦心して五回もケアプラ
ンを作り直しました。

巡回介護も訪問介護も半分に以下にし、入浴はショートステイ
のときだけ、命綱であった緊急呼び出しも中止しましたが限度額
にはおさまりません。六十歳を超えて県外に住んでいる息子さん
二人に三万円の負担をお願いし、市内に住む娘さんが朝夕食事を
届けることで何とか介護をスタートさせました。息子さんの援助は
今後収入認定され、保護費がカットされてしまいます。

政府は、介護保険によって家族の介護負担を軽減するとか、自
由な選択ができるかと言いましたが、実態を見るならば、これが
全くの空手形であったことを示しています。知事は、最初から一
〇〇%とはいかない、多少の混乱があるとおっしゃいましたが、
現在起きている事態は多少の混乱どころではない、憲法で保障さ
れている人間らしく生きる権利さえも侵害しかねないものとなっ
ているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

まず第一に、詳細な実態把握をする問題です。介護保険の欠陥

の一つは、行政が利用者のサービス実態を掌握するシステムがない点です。意識的にやらなければわかりません。市町村と協力して現場に足を運び、緊急に詳細な調査をするべきだと考えますがいかがでしょうか。

第二に、必要なサービスが受けられなくなるのではないよう、現在ホームヘルプサービスに適用している本人負担3%の軽減措置をすべての在宅サービスに拡充するとともに、生活保護や重度障害者への福祉的上乗せ措置をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

この際、財源にも触れておきたいと思います。当局の試算によれば、在宅サービスの利用料を所得制限なく3%にした場合の必要経費は二十二億五千万円、また、低所得のみ減免した場合は九億一千万円です。これを市町村と折半するというのは、しごく現実的な課題ではないでしょうか。今、国民の生活不安、将来不安の大きなものの一つに、欠陥だらけの介護保険があるのは各種世論調査でも明らかです。知事の英断を求めます。――(略)――

小寺弘之知事

介護保険のことについてであります。お尋ねの第一点の利用者のサービス実態の調査であります。現在は、制度がスタートした直後であるということ、サービス提供の実態を反映する介護報酬請求状況が六月末に集計されることになっております。したがって、保健福祉部において、今後制度の運用状況を総合的に見きわめつつ検討したいとしていくところでございます。

次に、本人の3%負担というものを全サービスへ拡充すべきで

あるという御意見でございます。介護保険制度は、介護が必要なすべての高齢者に対して適切な介護サービスを提供し、社会全体でこれを支えていく仕組みでございます。介護サービス給付と保険料や利用料負担の関係を明確にして、国民に理解を得ながら運営する制度でございます。いろいろな条件のもとで現行の本人の負担率となったというふうに承知しております。

また、保険料・利用料の負担については、所得の少ない方々に配慮し、所得に応じた保険料の負担や高額介護サービス費の支給など、無理のない範囲で負担していただくことになっております。そして、さらに、利用者にとっては新しい制度に不慣れなための戸惑いや負担が生じることへの不安が予想されたため、昨年度末に制度の本格的なスタートに向けて、保険料の徴収猶予や低所得者の負担軽減など特別対策を導入し、利用者負担の軽減策を充実したところでございます。群馬県としては、介護サービスがどのように活用されていくのか、今後の動向をよく見きわめていきたいと考えております。

次に、生活保護や重度障害者に対する福祉的な上乗せ措置についてでございますが、利用者の実態を把握しながら総合的に判断する必要があると考えております。介護保険制度は面期的な事業であることから、制度本体の仕組みをまずしっかりとしたものにして、利用者の声も聞きながら、改善すべきものは改善し、よりよいものとして育てていく必要があると考えております。いろいろな事例を御指摘なさいましたが、そうした事例もまたよく研究いたしましたので、よりよいものにしていきたいと思っております。

本会議第四日（六月二日）

◎一般質問（第三百三十一号から第四百十号までの各議案及び承第

二号を議題として、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金 田 克 次

- 1 平成十二年国勢調査実施の周知について
- 2 介護サービスの基盤整備について
- 3 環境保全型農業について
- 4 大規模小売店舗立地法の施行について
- 5 ベンチャー支援センターの整備について
- 6 特色ある高校づくり推進事業の実施状況と今後の取り組みについて
- 7 平成十一年中における来日外国人犯罪の状況について
- 8 地元問題について

二 公 明 党 小 島 明 人

- 1 地方自治体独自の課税対策について
- 2 介護保険制度の質的充実について
- 3 アレルギー性疾患対策について
- 4 「子ども読書年」への取り組みについて
- 5 チャイルドシートの着用促進策について

三 自由民主党 田 所 三千男

- 1 群馬県の生活環境を保全する条例について
- 2 農政推進について
- 3 ふるさと林道「湯の沢線」の進捗状況と開設効果について
- 4 住宅の品質確保の促進等に関する法律の概要について
- 5 新しい公立高校入学者選抜制度について
- 6 家庭・地域社会の教育力の向上について
- 7 少年犯罪の実態と少年育成センターの活動の成果について
- 8 シルバー人材センターについて

四 自由民主党 星 野 寛

- 1 二十一世紀の高齢者政策について
- 2 降ひょう被害対策について
- 3 住宅新時代に向けた優良木材の安定供給について
- 4 平成十二年度大型観光キャンペーン事業について
- 5 住民参加の川づくりの取り組み状況について
- 6 第五十四回全国レクリエーション大会の開催準備について
- 7 交通事故の発生状況とその抑制対策及びチャイルドシート
の装着指導等について
- 8 地元問題について

田所三千男議員―（略）―

続きまして、新しい公立高校入学者選抜制度についてお伺い
いたします。

高校入試は、ほとんどの子供たちにとって進学希望先を自分
身で選択、決定しなければならぬ人生初めての機会であります。

そのため、高校入試に直面する本人はもとより、保護者の方々にとつても気の休まることのないものであります。このような人生の岐路に向かって中学校では子供たち一人一人が能力、興味や関心、将来の進路希望などをしっかりとらえられるよう適切に指導することが大切であり、その上で子供たちが自己の進路を選択、決定できる能力をはぐくんできいく指導が求められています。

また、高等学校においては、学校や地域の特色等を踏まえ、魅力ある学校づくりを進めるとともに、受験生に対しては、教育目標や内容、志願してほしい生徒像を前もって明確に示しておくことが必要であります。その上で、教科の学力の点数だけでなく、それぞれの子供たちのよいところを積極的に、かつ、多角的に評価することができる入試を実施していくことが大切であると考えております。

こうした中であつて、今年度、本県公立高校入試は、推薦入学を廃止し、前期選抜、後期選抜といった新しい制度のもとで実施されたわけでありますが、その実施状況はどのようなであつたか。

また、推薦入学方式をなぜ、どのような理由で変えたのか、また、昨年度は、一般入試試験日は一日で済ませたと思ひますが、本年より二日間の試験日としたのはどのようなわけでありませうか。これに対しては、受験生、保護者の意見を聞きますと賛否両論があると思ひますが、教育委員会としてはどのような声を聞いておりますか、お伺ひいたします。

また、今後、この新しい制度をどのように運用していくのかについて、教育長にお伺ひいたします。――(略)――

高井健二教育長

新しい公立高校入学者選抜制度につきましてお答えします。

御指摘のとおり、高等学校の入学者の選抜に当たっては、生徒一人一人のすぐれたところを積極的かつ多面的に評価することが出来る入学者選抜を実施することが大切であると考えております。そこで、今年度の本県公立高等学校の入学者選抜は、多様な選抜尺度により生徒一人一人の能力、それから適性、意欲、努力の成果や活動経験などを積極的に評価することが出来る入学者選抜に向け、従来の選抜制度を見直しまして、前期選抜と後期選抜の二段階選抜としたところでございます。

お尋ねの推薦入学を前期選抜に変えたことについてでございますが、中学校の進路指導は、行ける学校から行きたい学校へと生徒の主体的な進路選択を重視して行われておりまして、こうした生徒の主体的進路選択に、より積極的に対応するため、中学校長の推薦を必要とする従来の推薦入学を抜本的に改め、生徒が将来の夢や希望のもとに自主的に進路選択のできる前期選抜に変えたものであります。

また、後期選抜は、従来、一教科の検査時間が一律に四十五分であつたものを、各高校の判断で四十五分から六十分の範囲で教科それぞれの検査時間を決めることができるよう改め、最も長い時間設定にした学校スケジュールを合わせることにしたため、日程を二日間にしたものでございます。その結果、受験生がゆとりを持って思考し、試験に臨むことができたところでありまして、各学校にあつては、今まで以上に学校、学科の特色に応じた選抜が可能になつたものと考えているところでございます。

今回の新たな入学者選抜につきましては、受験生、それから保護者、学校関係者の意見を集約すると、おおむね好評であったと理解しているところでございます。また、各高等学校や中学校が新たな選抜制度の趣旨を踏まえ、適切に対応した結果、おおむね順調に終わることができたと考えております。

今後についてでございますが、本年度入試において抜本的な改善を図ったところでございますので、その定着を図るとともに、より一層制度の趣旨を生かした運用ができるよう工夫・改善に努めてまいりたいと考えております。また、入学者選抜は、中学校から、中学生や保護者、県民の理解が得られるよう、できるだけ早い時期に入学者選抜実施要項を公表するなど、情報提供の充実に努めていきたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第三百三十一号議案から第四百十号議案及び承二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月五日から八日までの四日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（六月九日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第四百四十四号議案 公安委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、公安委員会委員の選任についてであります。これは、現委員の小山禧一氏の任期が六月三十日をもって満了となりますので、その後任として富田昭子氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

原案に同意することに決定

◎第三百三十一号から第四百十号までの各議案及び承二号並びに

各請願を議題とした委員長報告

亀山豊文保健福祉常任委員長、荻原康二環境土木常任委員長、五十嵐清隆農林常任委員長、星野 寛産業経済常任委員長、安樂岡一雄文教治安常任委員長、岡田義弘総務企画常任委員長、庭山 昌こども未来特別委員長、中村紀雄高齢・くらし特別委員長、腰塚 誠景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○荻原康二環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部関係であります。まず循環型社会の定義について県の考え方が質疑され、生活環境関連では、一般廃棄物の広域処理対策、平成十三年度から始まる第六次産業廃棄物処理計画策定の考え方が質疑されました。

また、医療廃棄物の現状とその処理対策や、県が新里村で進めている産業廃棄物安定型モデル処分場事業地におけるオオタカ保護及び処分場計画の縮小等が質疑されました。

次に、自然環境関連では、尾瀬の入山者の動向とマイカー規制の現況について質疑されるとともに、昨年事故があったクマ対策や遭難事故対策等について質疑がありました。

続いて、土木部関係であります。まず、予算関連で債務負担行為行為の内容や県外大手企業への工事発注について質疑がありました。

次に、道路建設関係では国道三五三号線のバイパス工事の進捗状況や赤城南面中央道の整備状況について質すとともに、国道三五四号高崎玉村バイパスの高盛り土区間について地元との協議内容が質疑されました。

次に、ダム関連では、戸倉ダムの環境アセスの実施や川古ダムの環境調査の実施状況とイヌワシの保護対策、また、ダム建設について、利水部分のダム建設の見直しについて質疑されました。

○岡田義弘総務企画常任委員長（概要）

最初に企画部関係ですが、個人情報保護条例について数多くの質疑がありました。

まず、個人情報保護審議会についてであります。個人情報の収集制限の例外を認める場合など、条例における審議会の果たす役割が大きいため、審議会の委員構成や仕組みについて質疑されました。さらに、個人情報の開示請求に対する開示基準、個人情報の多い市町村に対する指導及び民間事業者等への意識啓発や個人情報の保護とその情報を悪用した場合の対応、実施機関に公安委員会が含まれていない理由などについて活発な質疑が行われました。

続いて、総務部関係であります。まず、県立女子大関連では、全国的に女子大の人気の低下する傾向にあつて、県立女子大におけるこの状況や就職の状況、昨年十二月定例会で議会が提言した外国語教育研究所の設置に関する本年度予算とその内容、建学の精神に沿った英語教育の向上と海外留学制度等について質疑されました。

次に、本年四月から地方分権推進一括法の施行に伴う県の基本認識と新たな自治の推進に向けての決意、機関委任事務制度廃止に伴う具体的な効果の明確化、職員の意識改革及び政策形成能力の向上を図るための研修の実施内容等について質疑されました。

情報公開条例関連では、情報公開の非開示の運用、情報の公開・提供の場としての県民サービスセンターの拡充の必要性、さらに、ボランティアとの連携や協力、情報公開を積極的に行うことの意義について質疑されたのをはじめ、政策決定過程の情報公開、開示請求に要する費用の見直し、新たな記録法による公文書の開示方法等について活発な質疑が展開されました。

◎討論

日本共産党県議団 宇津野洋一 一部反対の討論

◎採決

各発議案は原案のとおり可決

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第四号議案 適正な飲酒環境の整備についての意見書

会議結果

一 議案審査の状況

議第五号議案 義務教育費国庫負担制度の現行水準の維持に関する意見書

知事提出議案十五件（うち可決十五件）
議員提出議案四件（うち可決四件）

議第六号議案 第五十八回国民体育大会冬季大会スケート競技会

二 請願の審査状況

・アイスホッケー競技会開催決議

請願六十八件（うち採択二件、一部採択三件、不採択二件、

議第七号議案 北方領土問題の解決促進に関する意見書

審査未了四件、継続審査五十七件）

◎提案説明及び委員会付託を省略して、討論

日本共産党県議団 金子 賢 議第七号議案についての

反対討論

第八項 平成十二年九月定例会

平成十二年九月定例会概括表

9月26日	9月20日	月日		
<p>教育委員会の意見書の配付</p> <p>新任者の紹介</p>	<p>環境白書の配付</p> <p>議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書並びに意見書の処理結果の朗読</p> <p>監査委員の監査報告の配付</p> <p>告書第一号を配付</p> <p>願の処理経過及び結果報告</p>	<p>諸般の報告・紹介</p> <p>皇太后陛下崩御に際し、弔詞奉呈の報告</p> <p>委員派遣要求承認の報告</p> <p>平成十一年六月定例会から平成十二年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告</p>	<p>選挙・指名</p> <p>会議録署名議員の指名</p>	<p>上程議案</p> <p>第一四四号議案</p> <p>第一七四号議案</p> <p>平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>
<p>答弁 小寺知事 高井教育長 野口企業管理 者 関根総務部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長</p> <p>一般質問 長崎博幸</p> <p>答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本部長 関根総務部長 岡保健福祉部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長</p> <p>一般質問 金子泰造</p> <p>答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部長</p>	<p>質疑・一般質問・討論</p>	<p>質疑・一般質問・討論</p>	<p>状況</p> <p>委員長報告・議決・その他</p> <p>会期の決定</p> <p>知事の提案説明</p> <p>教育委員会に意見を聴取</p> <p>第一七四号議案、原案のとおり同意</p> <p>請願の委員会付託</p> <p>休会の議決</p>	

9月29日	9月27日	
追加議案の送付書朗読		
<p>第一七五号議案 、 第一七七号議案 (追加) 第一四五号議案 、 第一七三号議案 、 平成一一年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	<p>第一四五号議案 、 第一七三号議案 、 平成一一年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>	
<p>一般質問 長谷川嘉一 答弁 小寺知事 岡保健福祉部長 林環境 生活部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 一般質問 黒沢孝行 答弁 高井教育長 関根総務部長 岡保健 福祉部長 林環境生活部長 富田農政部 長 一般質問 山本 龍 答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部 長 福島企画部長 岡保健福祉部長 林 生活環境部長 山口林務部長 砂川土木</p>	<p>長福島企画部長 山口林務部長 後藤商 工労働部長 砂川土木部長 一般質問 金子 賢 答弁 小寺知事 高山副知事 岡保健福祉 部長 林生活環境部長 砂川土木部長 一般質問 五十嵐清隆 答弁 小寺知事 高井教育長 岡保健福祉 部長 林生活環境部長 富田農政部長 山口林務部長 砂川土木部長 一般質問 庭山 昌 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 岡保健福祉部長 林生活環境部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 金子一郎 答弁 福島企画部長 林環境生活部長 富 田農政部長 山口林務部長 後藤商工勞 働部長 砂川土木部長 一般質問 栗原章二 答弁 小寺知事 高井教育長 福島企画部 長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 砂川土木部長</p>	
<p>知事の提案説明 第一七五号議案、 第一七七号議 案、原案に同意 議案の委員会付託 休会の議決</p>	<p>休会の議決</p>	

10月13日		
人事委員会勧告の配付 新任者の紹介 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読		
第一四五号議案 第一七三号議案 請願 議第八号議案 四号議案 第一七八号議案 平成一一年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件 (追加)	委員長報告に対する討論 宇津野洋一 一部反対の討論 議第九号議案及び議第一四号議案に対する 討論 早川昌枝 反対討論	部長 一般質問 星野已喜雄 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 福島企画部長 砂川土木部長
	委員長報告 第一四五号議案、第一七三号議案 及び各請願は、委員長報告のと おり可決及び決定 議第八号議案、議第一四号議 案、可決 知事の提案説明 第一七八号議案、原案どおり同 意 決算認定の特別委員会付託 特定事件の継続審査	

本会議第一日（九月二十日）

処理結果を職員が朗読

◎諸般の報告

皇太后陛下の崩御に際し、弔詞奉呈の報告

委員派遣要求承認の報告

平成十一年六月定例会から平成十二年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第一号を配付

監査委員の監査報告の配付

知事から議長あてに提出された平成十二年版環境白書の配付
議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書並びに意見書の

◎新任者の紹介

富田昭子公安委員会委員（七月一日付）

高石和夫警察本部長（八月二十四日付）

◎会議録署名議員の指名

栗原章二、金子泰造、山下 勝の各議員を指名

◎会期の決定

会期は九月二十日から十月十三日までの二十四日間とするこ
とに決定

◎議案の上程

- | | | | |
|----------|--|----------|--|
| 第百四十五号議案 | 平成十二年度群馬県一般会計補正予算（第二号） | 第百五十六号議案 | 群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第百四十六号議案 | 平成十二年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第一号） | 第百五十七号議案 | 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第百四十七号議案 | 平成十二年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算（第一号） | 第百五十八号議案 | 群馬県保健婦助産婦看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例 |
| 第百四十八号議案 | 平成十二年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第一号） | 第百五十九号議案 | 群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例 |
| 第百四十九号議案 | 平成十二年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第一号） | 第百六十号議案 | 群馬県青少年保護育成条例の一部を改正する条例 |
| 第百五十号議案 | 平成十二年度群馬県病院事業会計補正予算（第一号） | 第百六十一号議案 | 群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第百五十一号議案 | 平成十二年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第一号） | 第百六十二号議案 | 群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例 |
| 第百五十二号議案 | 平成十二年度群馬県観光施設事業会計補正予算（第一号） | 第百六十三号議案 | 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例 |
| 第百五十三号議案 | 平成十二年度群馬県駐車場事業会計補正予算（第一号） | 第百六十四号議案 | 群馬県民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第百五十四号議案 | 国の行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例 | 第百六十五号議案 | 群馬県大豆なたね交付金暫定措置法関係手数料条例を廃止する条例 |
| 第百五十五号議案 | 群馬県県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例 | 第百六十六号議案 | 請負契約の締結について |
| | | 第百六十七号議案 | 請負契約の締結について |
| | | 第百六十八号議案 | 請負契約の締結について |
| | | 第百六十九号議案 | 請負契約の締結について |

第七十号議案 工事委託契約の締結について

第七十一号議案 動産の取得について

第七十二号議案 前橋市の特例市指定の申出に係る同意について

第七十三号議案 高崎市の特例市指定の申出に係る同意について

第七十四号議案 群馬県名誉県民の選定について

平成十一年度群馬県公営企業会計決算の認定について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

提出議案は、予算関係九件、事件議案二十一件、決算認定一件合計三十一件であります。

当初予算で示した筋肉質という考えを継承しながら、元気な群馬の一層の推進を図り、二十一世紀につながる施策を吟味し、日本一の県にしたいと思えます。

そこで、重点的に推進しようとする施策について申し上げます。

まず第一に、中小零細業者や二十一世紀を担う企業に光を当てた景気対策実施であります。全国に先駆けた公共投資の結果、県内主要法人や中堅企業には明るさが戻ってきておりますが、中小零細事業者にはいま一步という感が否めません。県内経済が回復軌道に乗りつつある今こそ、その足取りを確実なものとしていくためには、中小零細事業者向けのきめ細やかな景気対策が求められています。県有施設の維持・整備費確保、やる気のある中小・零細企業の販売戦略強化支援など、県内くまなくその効果が最大になるよう配慮しております。さらに、新しい産業の芽生えをはぐくみ、将来へ向けた産業構造の改革を目指し、多面的効果的な

景気対策を行ってまいります。

第二に、県民の暮らしを元気にすることであります。

二百万県民みんなが安全で安心して暮らせるよう、福祉・医療、環境、教育など各種施策に積極的に取り組むとともに、第一次産業の振興やIT関連施策など二十一世紀へ向けての橋渡しとなる施策にも全力を注ぎます。

今回の補正予算の総額は、百十六億五千四百四十九万円で、現計予算額と合算いたしますと、八千七百七億九千二百四十九万円となります。その財源といたしましては、地方交付税、国庫支出金、県債などを計上しています。

◎意見の聴取

第五十四号議案については、群馬県教育委員会に意見の聴取を行う。

◎第七十四号議案については委員会付託を省略し、採決

原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

九月十三日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

九月二十一日、二十二日及び二十五日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（九月二十六日）

◎諸般の報告

第百五十四号議案について群馬県教育委員会から提出された
意見書を配付

◎一般質問（第百四十五号から第百七十三号までの各議案及び平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 関 根 圀 男

- 1 「二十一世紀のプラン」と群馬県政の将来について
- 2 平成十二年度九月補正予算について
- 3 平成十一年度決算について
- 4 二十一世紀イベントについて
- 5 IT革命に対する知事の基本的な考え方について
- 6 食品の安全確保対策について
- 7 公衆衛生学会開催について
- 8 「一日中小企業庁」の開催について
- 9 「ぐんまの菓子フェスティバル」について
- 10 三宅島の噴火に係る群馬県の対応について
- 11 快適な学校トイレの整備について
- 12 団地分譲状況並びに新たな分譲取り組みについて

13 地元問題について

二 フォーラム群馬 長 崎 博 幸

- 1 平成十一年度決算の概要について
- 2 県内児童生徒の活躍について
- 3 IT革命への対応について
- 4 警察の体制整備について
- 5 介護保険制度について
- 6 健康増進対策について
- 7 仕事と子育ての両立支援について
- 8 公共事業見直しについて

三 自由民主党 金 子 泰 造

- 1 県税収入の現状と予算確保の見通しについて
- 2 本県に於けるサービス産業の現況と振興施策について
- 3 中小企業の異業種交流について
- 4 木製遮音壁による木材の利用促進について
- 5 学校教育改革について
- 6 県民意見提出制度について
- 7 公務員の新たな再任用制度について
- 8 地域づくりオープンカレッジについて
- 9 寺沢川リハビリパークの進捗状況について

四 日本共産党県議団 金 子 賢

- 1 補正予算について
- 2 介護保険について
- 3 少子化社会について
- 4 市町村合併について
- 5 公共事業の再評価について
- 6 ダム政策の抜本の見直しについて
- 7 化学工場の爆発事故について

関根 囀男議員 ― (略) ―

第五問は、IT革命に対する知事の基本的な考え方についてであります。

現在、情報通信技術革命、いわゆるIT革命が全世界的規模で急速に進んでおり、政府は経済新生の柱をIT産業の振興に置き、本年七月にIT戦略本部を設置したのは御承知のとおりであります。そして、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、また、IT立国の形成を目指した施策を総合的に推進することとしていくところであります。

IT革命の影響は、産業界を初め県民生活の中にも大きな潮流となつて押し寄せてきており、この大きな潮流に乗り、新しい情報通信技術を十分に活用して、産業の活性化や県民生活の安全向上を図ることは、我々に課せられた最重要課題であると確信しているところであります。

そこで、このようなIT革命にどのように対応しようとしているのか、また、基本的な考え方はどうなのか、知事の見解をお伺いいたします。

また、本県においては、本年四月から新県庁舎や各出先機関を結ぶ最新の情報通信ネットワークが整備されましたが、これらの機器やシステムはIT化の動向を見据えた最新のものになっていくかどうか、また、企業や民間の情報化を推進するためには、行政の指導・支援が重要と考えますが、その支援体制はどのようなになっているのか、企画部長の見解をお伺いいたします。― (略) ―

小寺 弘之知事

次に、IT革命に関する考え方についてでございます。

最近におけるIT革命と言われる情報通信技術の急速な進展は、我が国のこれまでの制度や仕組み、そして経済構造や私たちの日常生活までも変革を促しているところであります。このような中で、国においては、申請とか届け出とか、そういったいろいろな手続きをインターネットを通じてオンラインで行うことを可能とするいわゆる電子政府の実現を目指しており、行政の仕組みそのものも大きな変革を迫られております。

そこで、群馬県としても、県民がインターネットを使って、いつでもどこでも各種の申請や届け出を行い、必要な情報を得られるよう、行政を積極的に変革していかなければならないと考えております。行政のIT化により、行政手続の、いわば二十四時間サービスが受けられるノンストップ化というんでしょうか、そういうノンストップ化、あるいは一度の手続や一カ所ですべてのサービスが受けられる、これをワンストップ化と呼んでいるものであります。行政手続の先程申しましたノンストップ化、ワンストップ化を実現いたしましたして、県民や企業の利便性を格段に向

上していく必要があると考えております。また、企業それぞれの個性を生かしたＩＴ化への取り組みを支援するとともに、ＩＴを活用した新しい事業への進出や新たなビジネスの創出を可能とする環境づくりに努めるなど、さまざまな県民のニーズにこたえていきたいと考えております。

さらに、ＩＴ化の恩恵を誰もがひとしく享受できるよう配慮していくことが必要だと考えており、ＩＴ化を知らなかったりＩＴ化に対応できない人に対しても積極的に支援していくこととしまして、群馬県全体の活性化と真に豊かな県民生活の実現に向け、情報通信技術の積極的活用と普及に努めてまいりたいと考えております。

福島 昇企画部長

ＩＴ革命に対する県の対応についてお答えいたします。

新庁舎の建設に合わせて整備した県庁情報通信ネットワークは最新の技術によるネットワークでありまして、ここでは新財務会計システムやコミュニケーションシステムや統計情報提供システムなどが稼働しており、ＩＴ化の動向を見据えた全国でも最先端のレベルのものであると思います。このネットワークを活用して、県民への積極的な情報提供を進めているところではありますが、さらに県民が必要とする情報を手しやすくするために、全庁を挙げて県のホームページの充実について取り組んでいるところでございます。

また、数年後には、国・県・市町村を結ぶ総合行政ネットワークが構築される予定でありますし、近い将来、県民からの各種の

申請や届け出などが、こうしたネットワークを通じて電子的にできるようにするための検討も進めているところでございます。さらに県民だれもが情報機器を活用してＩＴ化に対応できるように、ＩＴ体験コーナーの設置やＩＴ教室等の開催に努めてまいりたいと考えております。

このほか、盲学校や身体障害者更生援護施設への教育用パソコンの導入や、ファックスや電話、携帯電話により県民に各種の情報を提供できるよう計画するなど、情報の格差解消のための支援についても各分野で積極的に取り組んでいるところであります。

また、企業や民間への支援についてでございますが、現在行っているＩＴ化についての相談や支援をさらに充実するため、商工業を初め農林業に至るまで、ＩＴ化への対応に適切にアドバイスしたり支援することができるよう、専門性の高い職員の育成と情報システムを使いこなせる職員の能力開発にも努めてまいりたいと考えております。

本会議第三日（九月二十七日）

◎一般質問（第四百四十五号から第四百七十三号までの各議案及び平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 五十嵐 清 隆

1 南北アメリカ歴訪と海外県人会交流について

- 2 公共事業の予算執行について
- 3 農業農村振興について
- 4 学校給食の県内産農産物利用について
- 5 野生動物の農林産物被害対策について
- 6 林業労働力支援対策について
- 7 第五十八回国体冬季大会について
- 8 ドメスティック・バイオレンス対策について
- 9 中小企業のIT化の推進について

二 公明党 庭山 昌

- 1 教育問題について
- 2 男女共同参画社会の形成について
- 3 家電リサイクル法について
- 4 総合的な子育て支援策について
- 5 住宅対策等について
- 6 産業における科学技術の振興について

三 自由民主党 金子 一郎

- 1 新過疎法に基づく県方針及び県計画について
- 2 一般乗合バスの規制緩和に伴う地域協議会の設置について
- 3 廃棄物不法投棄防止緊急対策の実施状況と今後の対応について
- 4 畜産環境対策について
- 5 農業用水の管理支援について
- 6 間伐の促進対策について

- 7 「一日中小企業庁」の開催について
- 8 地元問題について

四 自由民主党 栗原 章 二

- 1 地方分権の効果について
- 2 群馬県市町村乗合バス補助制度の運用について
- 3 未就学児の医療費無料化の取組について
- 4 児童虐待について
- 5 リサイクル関連四法について
- 6 フロン回収・処理対策等の推進について
- 7 総合学習移行期の取組状況について
- 8 土木行政について

庭山 昌議員（略）

次に、土木部長に住宅対策などについて何点かお伺いいたします。

まず、公共空間のバリアフリー対策についてお伺いいたします。国の公共事業予備費については、経済情勢の推移に機動的に対応できるように、平成十一年予算から新たに計上されることになったわけですが、本県においても住宅対策に二億一千万円余、治山・治水に三千万の予算づけがなされて、今九月定例議会に上程されている補正予算案に県営住宅の中尾団地、板倉町の谷田川の桜並木事業の二事業が予定されているわけですが、その具体的内容についてお伺いをいたします。また、本県県営住宅のバリアフリー化の進捗状況と、今や欠陥住宅とも言われている四

階、五階建ての県営住宅のエレベーター設置の具体的な計画についてお答えをいただきたいと思えます。

次に、県営住宅についてさらにお伺いいたします。現在、県営住宅は一部地域で空き家率の高いところがあるとのことですが、その状況はどのようになっていっているのか、また、その原因と思われる事由は何なのか、お伺いいたします。

ここで具体的に空き家率の高い地元高崎市の城山団地でありませんが、かつては緑豊かで自然環境の素晴らしい団地でありましたが、かつては緑豊かで自然環境の素晴らしい団地でありましたが、しかし、立地上交通の便が悪く、上信バスは廃止となり、高崎市も次々と閉店、便利施設もほとんどなくなって、団地内にあった商店も次々と閉店、便利施設もほとんどなくなって、まさに陸の孤島化となっております。山の上にある団地ゆえ、車がなければ生活できない状態にあるわけで、そのために車を二台持つ家庭も多く、慢性的な駐車場不足と路上駐車が多く、非常時の緊急車両も入れないと心配があります。

しかし、駐車場としては正式に認められているのは一世帯一台のみで、全く生活実態に合わず、入退去が急で、空き家の多さも恒常的で、住宅周辺の手入れも行き届かないという状態にあります。地元では、自治会活動にも支障を来し、地元城山小学校では児童数も減少して、団地コミュニティの形成の上からも、家賃収入の面からも多大な損失であると考えます。こうした状況が放置されたままであると、まさにゴーストタウン化するのではないかとというふうな心配もあります。したがって、今までの型にはまった住宅政策ではなくて、思い切ったところに対するそれに合った対応をすべきだと思えますが、御所見をお伺いいたし

ます。

さらに、この際、今後の県営住宅のあり方についてお伺いいたします。現在、公営住宅法が制定されて以来五十年が経過したわけですが、県内に県・市町村の公営住宅は何戸あるのか、また、これらの公営住宅は老朽化したり狭小であったりするものが多いわけですが、居住水準の向上や高齢社会に対応するため、今後どのような対応をされるのか。特に、平成十三年度は新しい住宅建設五カ年計画の初年度となるわけで、地方分権の流れの中、今後、県と市町村との役割分担の見直しが行われると思いますが、県並びに市町村住宅へのあり方も必然的に時代の対応に合った形にすべきであると思えますが、今後の方針についての概要をお聞かせいただきたいと思えます。――(略)――

砂川孝志土木部長

まず、公共空間のバリアフリー対策についてでございますが、まず、中尾県営団地につきましては、住戸の面積が狭くて設備も老朽化していることから、平成十年から段差の解消、手すりの設置や間取りの改修などを行ってきたところでありました。そして、本年度の国の公共事業予備費におきまして、公共空間のバリアフリー化などに資するものに配分されたところでありまして、その一環として中尾団地におきましては、エレベーターを設置し、また、段差の解消と手すりの設置を引き続き行い、あわせて二戸を一戸に合併する等の住宅改善を行い、その他設備等の劣る箇所の改善を実施し、バリアフリー化を推進することを予定しております。

また、河川につきましても、水辺空間のバリアフリー化を積極的に取り入れていく考えであり、川に近づきやすく、より水辺に親しめるよう護岸の緩傾斜化や水辺の散策路整備等を促進しているところであります。御質問にありました谷田川の桜づつみ事業は、幅三メートルの既設堤防を堤防補強及び植樹による河川環境の向上を目的に幅八メートルに拡幅する事業であり、堤防拡幅を河川管理者である県が、また、桜並木の整備を地元の板倉町が実施しております。堤防を広げ、さらに勾配の緩やかなスロープを設けることにより、だれでも安全に桜並木の下を散策できるようになり、これもバリアフリーの一環として整備を進めたいと考えております。

次に、二点目の県営住宅についてでございますが、まず、県営住宅の空き家につきましては、政策的に募集停止としている住宅などを除きまして、平成十二年九月一日現在、空き家は五百九十八戸あります。この原因といたしましては、居住面積が狭いもの、設備が老朽化したもの、駐車場などの附帯設備が十分でないことなどが考えられております。

県営城山団地の空き家対策ということですが、この団地は公共交通手段が少なく、また、生活利便施設が少ないこともありまして、近年、空き家が生じてきております。その結果、住戸周辺の手入れも行き届かなくなり、雑草の繁茂等環境の悪化を招いているところでありますが、環境保全を図るため、植栽等の整備を早急に実施したいと考えております。また、この空き家の主要原因となっておりまして公共交通手段が少ないことへの対応といたしまして、入居者の意向も聞きながら駐車場の増設を検討してまいりた

いと思えます。

次に、群馬県における公営住宅の戸数及び今後の方針についてでございますが、戸数といたしましては現在約三万四千戸の公営住宅があります。このうち一万五百三十一戸が県営住宅であります。しかし、この中には、規模の狭小のもの、くみ取り便所等設備の不備なものなどがあることから、建てかえ事業あるいは改善事業により円滑な更新を図っていくことが求められております。また、平成十三年度からスタートします第八期住宅建設五カ年計画につきましては、現在検討中という段階であります。少子・高齢化の進行、県民の居住ニーズの多様化など社会の潮流も踏まえつつ、また、民間住宅市場の活性化ということも図りつつ、公営住宅につきましては社会的弱者に対するセーフティーネットとしてなど、その役割につきましても今後検討していきたいというぐあいに考えております。

金子一郎議員―(略)―

続きまして、農業用水の管理支援についてお伺いします。

農業水利施設、いわゆる農業用水は、本来、農業生産上の目的のためのに設けられたものであり、農家の負担のもと、土地改良区が管理をしてきておる次第でございます。土地改良区は、農村地域における水と農地の管理主体として役割を通し、地域の環境保全に大いに寄与している今日でございます。

しかしながら、近年、農村地域の都市化、混住化の進展により、農業用水へのごみの投棄、施設の安全対策の必要性などが増大し、農業生産面以外での管理負担が避けられない状況になっておりま

す。

また、農業従事者や農地面積の減少にも加え、農業経営をめぐる環境が厳しい中、土地改良区は管理費の増額も困難な状況であり、管理体制の脆弱化によって施設の管理水準の低下を招いている今日であります。

一方、農業用水は生活雑排水や雨水の受け入れ、防火用水、景観形成など地域に住む人たちが共通の資産として、その役割に対する期待が高まってきております。

このような情勢を踏まえ、農業用水の管理については、土地改良区による管理だけではなく、多面的な機能を享受している地域住民がその役割を十分認識し、地域用水機能の維持・増進のために土地改良区と協力しながら管理していく必要があると考えております。

このたび、多面的機能を有する農業水利施設を管理している土地改良区の体制整備を図るため、新たな事業が創設されたと聞き及んでおります。

そこで、農政部長にお尋ねいたします。まず、創設された事業の趣旨、目的はどんなものなのか。また、事業の内容と実施方法はどういうものか。さらに、事業の効果をどのように考えているのか。以上三点についてお伺いします。――(略)――

富田敏彦農政部長

農業用水の管理支援についてお答えいたします。

従来から、農業水利施設は農家の負担により土地改良区が管理してきたところでありますが、農業従事者の減少と高齢化など、

農業・農村をめぐる情勢の変化によりまして、土地改良区の運営基盤が脆弱化し、施設の管理への影響が懸念されているところでもあります。

一方、近年の都市化、混住化の進展に伴いまして農業用水の持つ多面的機能の恩恵を受ける人たちが増加していることから、環境への配慮や安全管理の強化など、農業生産面以外からも適正な管理が求められている状況でございます。

御質問の新たに創設された国営造成施設管理体制整備促進事業、言いかえますと、地域を潤す農業用水の管理支援事業の趣旨、目的でありますけれども、この事業は、多面的機能を有する農業用水の適正な管理と土地改良区の運営基盤の強化を図るため、平成十二年度の新規施策として創設されたものでありまして、国で造成した基幹的な農業用水を管理する六土地改良区を対象にいたしまして、施設の持つ多面的機能の確保について農家と地域住民が一体となった取り組みを促進し、土地改良区の方針の整備、強化を図るものであります。

次に、事業の内容であります。農家や地域住民に対し、管理活動への参加呼びかけ安全確保のための啓発活動、また、施設の適正な管理のあり方についての意向調査を行うとともに、県・市町村、土地改良区に地域の代表を加えた協議会を組織して、地域の実態に応じた望ましい管理体制や費用分担のあり方などを定めるものであります。

さらに、管理費の支援策として、施設の維持・管理に要する経費のうち、通常の農業生産に係る管理費以外の多面的機能の発揮に要する経費に対し助成するとともに、除じん機、つまり、ごみ

を除く装置でありますが、あるいは水質浄化設備の整備などの施設の高度化事業等を実施するものであります。

事業の効果についてであります。農家と多面的機能の恩恵を受ける地域住民の協力のもとで、今後、農業用水を適正に管理していく上での地域住民の意識の向上と農家との役割分担の明確化が図られるとともに、施設管理に要する農家の負担軽減と土地改良区の運営基盤の強化につながるものと考えておりまして、この事業の推進を図るため、本会議に所要の予算の審議をお願いしているところであり。今後土地改良区の置かれている現状を踏まえまして、多面的機能を有する農業用水を管理している土地改良区の基盤強化のため、県・市町村が一体となって改良区を支援していきたいと考えているところであります。

◎休会の議決

九月二十八日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（九月二十九日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第百七十五号議案 教育委員会委員の選任について

第百七十六号議案 教育委員会委員の選任について

第百七十七号議案 識見を有する者のうちから選任される監査委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、教育委員会委員の選任及び監査委員の選任についてであります。

まず、教育委員会委員の選任については、現委員の後藤守吉氏及び岸芳正氏の任期が十月一日をもって満了となりますので、その後任者として持谷靖子氏及び下田憲六氏を選任しようとするものであります。

また、識見を有する者のうちから選任される監査委員の選任については、園田昇氏の任期が九月三十日をもって満了となりますので、その後任者として岸賢氏を選任しようとするものであります。

◎第百七十五号より第百七十七号の各議案については、委員会付託を省略し、採決

各議案とも原案に同意することに決定

◎一般質問（第百四十五号から第百七十三号までの各議案及び平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程

議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 長谷川 嘉 一

- 1 群馬県の環境問題への取組みについて
- 2 本県におけるダイオキシン類等の環境ホルモンについて
- 3 日進化工株式会社群馬工場の爆発事故について
- 4 米の問題について
- 5 新規就農者対策について
- 6 上下流連携による森林づくりの推進について
- 7 「ゆめ起業 in 群馬」の開催について
- 8 公衆衛生学会開催について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 児童虐待と児童相談機能の強化について
- 2 牛乳への信頼回復について
- 3 生ゴミ処理機の購入費補助について
- 4 消費者行政について
- 5 地元問題について

三 自由民主党 山 本 龍

- 1 行政サービスの民間へのワークシェアについて
- 2 基本的な行政サービスである教育について
- 3 基本的な行政サービスである廃棄物行政について
- 4 基本的な行政サービスである消防防災対策について
- 5 包括ケアの推進について
- 6 群馬県のIT政策について

7 地元問題について

四 自由民主党 星 野 巳喜雄

- 1 教育行政について
- 2 一郷一学について
- 3 警察行政について
- 4 地元問題について

山本 龍議員―(略)―

これから行います質問は、官から民へのワークシェア、行政の基本軸への回帰という視点に立って行うものであります。

さて、私は本年所属の高齢・くらし特別委員会におきまして、県外調査におきまして、せんだい・みやぎNPOセンターを視察する機会をいただきました。そこではNPOを支援する市立の施設の管理運営をNPOに委託しているというものであります。委託を受けるNPOさんだい・みやぎの加藤代表は何とも意欲的でありました。また、一方、委託を出す側の仙台市市民生活課の女性の課長さんは、はっきりと、NPO委託して最初は不安だったが、経費的にも効率的にも行政機関が運営するよりは質が高いと話しておられます。行政機関が自立的な判断で行う行為は住民からの真の要望を満たしているとは限りません。これらの行為を捨て去るのか、あるいは行政機関以外が担うべきときだと感じております。そして、官から民へのワークシェア、そしてその結果の行政の基本軸への回帰こそ、この群馬県という行政組織体が目指さなければならない最も重要な課題であると確信をした次第で

あります。

行政の存在目的は、教育、治安、防災、産業や生活のインフラの整備、そして、社会的弱者へのセーフティネットをつくることに回帰をしていくべきです。雨が降れば裏山が崩れるのではと、体育館で毛布にくるまる年寄りや子供に、土木予算がないから我慢してくれと言えるのでありましょうか。一台の点字プリンターつきのコンピュータがあれば、それをもとに生計が立てられる障害者に何億円もするような美術作品は意味がありません。政策の基本軸に重点的に取り組むようになれば、予算がないからという理由で教育費や治安・防災費や河川改修や踏切の立体化あるいは介護のサービス、県立病院の拡充などという基本的な行政サービスが削られることにはならないのであります。

さて、質問に入ります。

まず、一項目めは私の時代認識を踏まえての質問をいたします。一つ、官から民へのワークシェアを進めれば、行政組織の外では経済の活性化につながり、また、一方、行政内部では私の言うところの基本軸への重点的な取り組みができると思います。知事の考えをお尋ねいたします。

一つ、行政行為の中でワークシェアができる事業の洗い出しをするべきと考えます。いかがでしょうか。また、これらの受け手として、民間事業者、NPO、PFI、公団・公社、住民組織あるいは意欲のある県の職員が自分の得意とする分野の仕事を持って退職、独立するなどという受け皿も考えられると思いますが、知事の感想をお尋ねいたします。――(略)――

小寺弘之知事

行政サービスの民間へのワークシェアについてという御質問であります。

そもそも人間は自分のことは自分でやるべきでございます。ただ、個々人ではできないこと、社会共通のこと、あるいは公共のこと、こういったことは行政でやっつけていかなければいけない。また、個々人ではどうしてもできない困った人でありますとかいろんな悩みを持っている人、こういった人に対しては社会として救いの手を差し伸べねばならない。こういうことも行政がやらなきゃいけません。

しかしながら、だんだん行政の範囲が拡大されて、いろいろと福祉の面でありますとか、あるいはそのほかの面におきましても、国家や社会が行う活動というのが特にこの五十年ぐらいで増えてきたのではないかと思っています。

しかし、余りにも行政が主導でやっていくことが多くなりましたために、いわゆる行政の肥大化を招いてきたということではないかと思っております。そしてそのことに対して今反省が行われているということだと思います。

一方、国民の側でもさまざまな面で行政に依存する傾向もありました。公共分野は必ずしも行政だけが行うものではなく、民間でできるものは民間にゆだね、さらに、行政が直接的に責任を負うべき分野においても、民間の専門性や効率性が生かせるものについては積極的に民間の活力を導入していくことも必要であると考えております。

このように、民間へのワークシェアを進めていくことは、行政

の効率性を高めるだけでなく、経済の弾力性を呼び戻すとともに、新たな産業や雇用の創出の機会になるなど、経済の活性化に大きく寄与するものであると考えられます。そして、このような中、今後、行政には、どのように地域をプランニングしていくかというような、より、基本的な政策機能が強く求められていると考えられておりまして、こうした観点から行政の中身の見直しを行ってまいりたいと思います。

次に、いわゆるワークシェアが可能な事業の洗い出しについてのお尋ねでございます。群馬県では、毎年度予算編成に先立って実施する事務や事業の評価において、果たして行政が行うべき事業であるか、県民との協働による事業実施など、県民参加の方策はないか、NPOなど民間にゆだねられる部分はないかといった観点から、すべての事務事業を対象に見直しを行っているところであります。

次に、ワークシェアの担い手についての御質問であります。

現在、事業の委託先としては、公社、事業団や民間事業者が中心になっておりますが、新たなワークシェアの担い手としてNPOや住民組織に大きな期待を寄せております。このようなことから、昨年度から道普請公共事業を推進しておりますし、子育て情報の提供やぐんま子ども子育て学会の開催など子育て支援に係る事業、あるいはリサイクル推進モデルシステム整備事業、緑アドバイザー養成事業などをNPOに委託しているところでございます。

今後、NPOなどの体制整備の状況を見ながら、事業を拡大していくとともに、NPOや住民組織がワークシェアの受け皿とし

て成長できるような必要な環境整備を行ってまいりたいと考えております。

また、民間の資金を活用して社会資本の整備を行う行政手法、いわゆるPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブというものの略だそうではありますが、PFIについても昨年七月に法律が整備されました。この手法が適用できる事業やその受け手について研究を進めているところでございます。

◎委員会付託

第四百四十五号議案から第七十三号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

十月二日から六日及び十日から十二日は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十月十三日）

◎諸般の報告

群馬県人事委員会委員長から議長あて提出された、職員の給与等に関する報告及び勧告を配付

◎新任者の紹介

福田日出子教育委員会委員長（十月二日付）

持谷靖子教育委員会委員（十月二日付）

下田憲六教育委員会委員（十月二日付）

岸 賢監査委員（十月一日付）

◎第四百十五号から第七十三号までの各議案及び平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件並びに各請願を議題とした委員長報告

亀山豊文保健福祉常任委員長、荻原康二環境土木常任委員長、五十嵐清隆農林常任委員長、星野 寛産業経済常任委員長、安樂岡一雄文教治安常任委員長、岡田義弘総務企画常任委員長、庭山 昌こども未来特別委員長、中村紀雄高齢・くらし特別委員長、腰塚 誠景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会の審査経過及び結果について報告があった。

○五十嵐清隆農林常任委員長（概要）

最初に、農政部関係であります。農政の基本的な施策に関連して、農政部の出先機関の統合・再編に対する基本的な考え方や新しく制定された食料・農業・農村基本法の視点とその内容、本年度策定中の本県の食料・農業・農村振興のための次期五カ年計画の内容について質疑されるとともに、二十一世紀の本県農業のあり方、農政における補助政策について、県の見解が求められました。

土地改良関連では、農業集落排水事業の実施状況や国営総合農

地防災事業の概要と取り組み状況、国の公共事業見直しに伴う本県の対象事業の有無及びその影響について質疑がありました。

続いて、林務部関係であります。県産材の供給拠点となる木材コンビナートの建設の取り組み状況と県の基本的考え方が質されるとともに、この施設は群馬の森林を守っていく上で欠かせない重要な施設であることから、建設推進に当たっては官民一体となった幅広い取り組みが必要である旨の意見がありました。

また、キノコの生産に関連して、原木栽培から菌床栽培への移行に関する対する県の考え方や、シイタケハウス等の廃ビニール処理と農業用廃ビニール処理の連携について質疑されました。

○安樂岡一雄文教治安常任委員長（概要）

最初に、教育委員会関係であります。まず、学校週五日制の導入関係について質疑され、実施に向けての生徒・父兄の反応や塾に通う生徒が増えることによる父兄の負担の増加、さらに、非行の増加の心配等について活発な議論が交わされました。

次に、教員の採用関係では、平成十三年度の新規採用者のうち、新卒者と社会人経験のある者の割合について質疑されたのをはじめ、教員免許状にも更新制度を取り入れたらどうか等の意見がありました。

また、学級崩壊や不登校の問題においては、保護者と教員との意識にずれがあり、教員の意識改革を図る必要性が論議されました。

続いて、警察本部関係では、国費を含む予算の仕組みについて論議され、今回の補正予算の要求に対する充足等をどう評価して

いるか質疑されました。

次に、警察官の定数関係では、定数の問題は県独自では解決できない部分もあること等が論議されたのをはじめ、警察署の統廃合について、警察署の適正な配置や定数を考えるには、まず、県内警察署の警察官一人当たりの人口負担率のほか、地域的に重点配置されているかを検討する必要性が論議されました。

◎討論

日本共産党県議団 宇津野洋一 一部反対の討論

◎採決

各議案及び請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議

議第八号議案 ヒドロキシルアミン等の危険物指定並びに安全

確保のための法整備に関する意見書

議第九号議案 道路特定財源の確保等に関する意見書

議第十号議案 経営事項審査制度の改善に関する意見書

議第十一号議案 農業の持続的発展に関する意見書

議第十二号議案 育児・介護休業法の拡充と保育施設の拡充を求

める意見書

議第十三号議案 じん肺患者の救済とじん肺根絶を求める意見書

議第十四号議案 警察官の増員に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、討論

日本共産党県議団 早川昌枝

議第九号議案、議第十四号議案について反対討論

◎採決

各議案は原案のとおり可決

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第七十八号議案 公害審査会委員の選任について

平成十一年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、公害審査会委員の選任及び決算の認定についてであります。

まず、公害審査会委員の選任については、現委員の穂積 始氏外十四名の任期が十月三十一日をもって満了となりますので、その後任者として池田昭男氏外十四名を選任しようとするものであり、決算の認定については、平成十一年度の一般会計及び十一の特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

議第七十八号議案は原案に同意することに決定

会議結果

一 議案審査の状況 知事提出議案三十六件（うち可決三十四件、

継続審査二件）

◎議案の委員会付託

平成十一年度群馬県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算の認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件として付託することに決定

二 請願の審査状況

議員提出議案七件（うち可決七件）

請願八十四件（うち採択九件、一部採択五件、不採択四件、

審査未了二十五件、継続審査四十一件）

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

第九項 平成十二年十二月定例会

平成十二年十二月定例会概括表

12月7日		12月1日		月日
	人事委員会の意見書の配付		委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配付 議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読	諸般の報告・紹介
				選挙・指名
	第一七九号議案 第二一〇号議案		第二一〇号議案 第一七九号議案	上程議案
第一七九号議案	一般質問 久保田順一郎 答弁 小寺知事 福島企画部長 林環境生活部長 富田農政部長 山口林務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	一般質問 塚越紀一 答弁 小寺知事 高井教育長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	一般質問 小林義康 答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部長 福島企画部長 岡保健福祉部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長	質疑・一般質問・討論 委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 南波和憲 賛成討論 長崎博幸 賛成討論 庭山 昌 賛成討論
議案の委員会付託 休会の議決		早川議員の発言取り消し許可	会期の決定 決算特別委員長報告 各会計決算は委員長報告のとり認定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 請願の委員会付託 休会の議決	状況 委員長報告・議決・その他

1 2 月 8 日	1 2 月 1 9 日
	追加議案の送付書朗読 議案提出書朗読
第二一〇号議案	第二一一号議案 (追加) 第一七九号議案 第二一〇号議案 請願 議第一五号議案 議第一七号議案
<p>員長 高石警察本部長 関根総務部長 林環境生活部長 富田農政部長 後藤商 工労働部長 砂川土木部長 一般質問 小島明人 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 関根総務部長 福島企画部長 岡 保健福祉部長 林環境生活部長 一般質問 須藤昭男 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 岡保健福祉部長 砂川土木部長 一般質問 荻原康二 答弁 高井教育長 高石警察本部長 野口 企業管理者 関根総務部長 福島企画部 長 山口林務部長 砂川土木部長</p>	<p>委員長報告に対する討論 金子 賢 一部反対の討論 議第一五号議案に対する討論 荻原康二 賛成討論 長崎博幸 賛成討論 宇津野洋一 賛成討論 庭山 昌 賛成討論</p>
知事の提案説明 第二一一号議案、原案に同意 委員長報告 第一七九号議案、第二一〇号議 案及び各請願は委員長報告のと おり可決及び決定 議第一五号議案提案説明 議第一五号議案、議第一七号議 案、可決 特定事件の継続審査 表彰状の伝達及び顕彰状授与並 びに知事感謝状の贈呈式	

本会議第一日(十二月一日)

監査委員からの監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

◎会議録署名議員の指名

星野 寛、岡田義弘、宇津野洋一の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月一日から十二月十九日までの十九日間とするこ
とに決定

◎平成十一年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並
びに平成十一年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし
た委員長報告

金田賢司決算特別委員長から、審査経過及び結果の報告があ
った。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

自由民主党 南波和憲 賛成討論

フォーラム群馬 長崎博幸 賛成討論

公明党 庭山 昌 賛成討論

◎採決

各会計決算は委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第百七十九号議案 平成十二年度群馬県一般会計補正予算（第三
号）

第百八十号議案 平成十二年度群馬県病院事業会計補正予算（第

二号）

第百八十一号議案 平成十二年度群馬県電気事業会計補正予算（第
一号）

第百八十二号議案 平成十二年度群馬県工業用水道事業会計補正
予算（第一号）

第百八十三号議案 平成十二年度群馬県水道事業会計補正予算（第
一号）

第百八十四号議案 平成十二年度群馬県団地造成事業会計補正予
算（第二号）

第百八十五号議案 平成十二年度群馬県観光施設事業会計補正予
算（第二号）

第百八十六号議案 平成十二年度群馬県駐車場事業会計補正予算
（第二号）

第百八十七号議案 群馬県情報通信技術講習推進基金条例

第百八十八号議案 群馬県自動車駐車場条例

第百八十九号議案 群馬県行政機関設置条例の一部を改正する条
例

第百九十号議案 群馬県立女子大学の授業料等に関する条例の一
部を改正する条例

第百九十一号議案 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

第百九十二号議案 群馬県立医療短期大学条例の一部を改正する
条例

第百九十三号議案 群馬県環境衛生適正化審議会条例の一部を改
正する条例

第百九十三号議案 群馬県環境衛生適正化審議会条例の一部を改
正する条例

- 第百九十四号議案 群馬県肥料取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 第百九十五号議案 群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 第百九十六号議案 群馬県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第百九十七号議案 群馬県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第百九十八号議案 請負契約の締結について
- 第百九十九号議案 請負契約の締結について
- 第二百号議案 請負契約の締結について
- 第二百一号議案 請負契約の承認について
- 第二百二号議案 請負契約について
- 第二百三号議案 請負契約について
- 第二百四号議案 請負契約について
- 第二百五号議案 請負契約について
- 第二百六号議案 請負契約について
- 第二百七号議案 請負契約について
- 第二百八号議案 請負契約について
- 第二百九号議案 請負契約について
- 第二百十号議案 当せん金付証券の発売について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係八件、事件議案二十四件、合計三

十二件であります。

まず、予算関係であります。国の日本新生のための新発展政策に関連し、IT講習推進や投票票速報システム整備、介護予防拠点整備費補助などの各種事業に取り組みます。また、八月から九月にかけての大雨災害対策に万全を期するため、災害復旧事業を増額するなど、当面の緊急課題である県内経済の安定と県民生活の向上を図るため、所要の措置を講じました。

今回の補正予算の総額は十六億四千五百五十三万円で、現計予算額と合算いたしますと八千七百二十四億三千八百二万円となります。

次に、事件議案であります。主なものについて申し上げます。第百八十七号議案、群馬県情報通信技術講習推進基金条例は、IT講習推進のため基金を設置しようとするものであり、第百八十九号議案、群馬県行政機関設置条例の一部を改正する条例は、農業総合事務所の設置等を行うおとするものであり、第百九十一号議案、百九十六号議案及び百九十七号議案は給与改定に伴うものであります。

◎意見の聴取

第百九十一号、第百九十六及び第百九十七号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎請願の委員会付託

十一月二四日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月四日から六日までは、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（十二月七日）

◎諸般の報告

第九十一号、第九十六号及び第九十七号の各議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎発言取り消し

早川昌枝議員から、十二月一日の本会議における発言について、配付のとおり発言の一部を取り消したい旨、議長あてに申し出があり、申し出のとおり許可することに決定

◎一般質問（第七十九号から第二百十号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 小 林 義 康

- 1 二十一世紀を迎えるにあたって
- 2 十二月補正について
- 3 平成十三年当初予算について
- 4 知事公社について

三 自由民主党 久保田 順一郎

- 1 新たな農業農村振興計画について
- 2 ごみ焼却施設におけるダイオキシン類削減対策の実施状況について
- 3 「IT基本法」成立による群馬県の今後のIT化推進について
- 4 中小企業におけるIT化の推進について

二 フォーラム群馬 塚 越 紀 一

- 1 地域コミュニティを大切にしたい県政の推進について
- 2 教育問題について
- 3 介護保険について
- 4 児童虐待防止法について
- 5 県立リハビリテーションセンター再編整備について
- 6 最近の環境問題と市民活動を巡る問題について
- 7 ジェンダー・フリーについて
- 8 産業技術センターについて
- 5 障害者の自立と社会参加について
- 6 西吾妻福祉病院の建設について
- 7 農政出先機関の統合について
- 8 （仮称）群馬県ものづくり・新産業創出基本条例について
- 9 観光の国際化と「日韓フェスティバル」出展について
- 10 地元問題について

- 5 IT講習の推進について
 - 6 インターネット博覧会について
 - 7 インターネット制度について
 - 8 県有林の利活用について
 - 9 地元問題について
- 四 日本共産党県議団 宇津野 洋 一
- 1 地球温暖化対策について
 - 2 水源地群馬の地下水保全について
 - 3 重ねてダム建設問題について
 - 4 教育・文化の問題について
 - 5 農政の出先機関の統廃合について

小林義康議員 ― (略) ―

二十一世紀を迎えるに当たってと題しましてお尋ねします。
二十一世紀まで残りわずかとなりました。ちまたでは、インターネット博覧会を初めとして、新しい世紀の到来を祝い、新世紀に引き継ぐ事業が盛りだくさんに企画されています。現在、長引く不況のせいもあって、我が国は社会全体が意気消沈し、自信をなくした状況に陥っており、まことに残念であります。今までこのような状況からの脱却がなかなかできずにいるところであります。間近に迫った二十一世紀の到来を契機として、活気や元気を取り戻さなくてはならないと思えます。それが二十一世の主役となる子や孫に対する我々大人の責任でもあります。
私としては、二十一世紀を迎えるに当たり、二百万県民を元氣

づけるような企画は大切であると思います。また、群馬県では新しい県計画二十一世紀のプランの素案段階でもうたわれているように、もつと中長期的な考えのもとに五十年先、百年先をにらみながら、群馬らしさを全国にアピールでき、後世にも語り継がれるような施策も必要ではないかと考えています。

地元の話で大変恐縮ではありますが、一九六一年、昭和三十六年、群馬音楽センターを建設した当時の高崎市は、寄附金を集め、「ときの市民、これを建つ」との碑にも見られるように、気概と自信を持って後世へのメッセージを発し、その貴重な市民財産を引き継ぐ形で現在まで多くの市民がイベントに利用してきたところがあります。

小寺知事は、これまでも映画「眠る男」の制作や尾瀬保護財団の設立を初めとして、子や孫の世代まで語り継がれるような群馬県らしい施策に取り組み、全国へ向けて情報発信してまいりました。二十一世紀を迎えるに当たり、現時点で記念となるような事業をもしお考えでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

また、本県でも大みそかから元日にかけて二十一世紀イベントを開催し、二百万県民とともに、新たな気持ちで新世紀を迎えることと思えますが、本県での具体的な事業内容について、総務部長にお伺いいたします。― (略) ―

小寺弘之知事

まず、二十一世紀を迎えるに当たって、何か記念となる事業を考えていないかという御質問でございます。

来年から二十一世紀が始まります。やはり、ここに来て二十世

紀の歴史を振り返りながら新しい世紀はどのような社会をつくっていくんだというようなことは非常に大切なことでありますし、この年を大切に考えていきたいというふうに思っております。それを頭で考えているだけではなくて、具体的に何か目に見えるような形で県民にもそういうアピールができるといいなと思っております。

今、私が構想しておりますことをお話申し上げて、そしてまた、いろいろ御意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので申し上げます。

それは、約二十五年ぐらいかけて一つの形のあるもの、記念すべき形のあるもの、いわばモニュメントというんでしょうか、そういうものを二十五年かけて少しずつつくっていくということでございます。ですから、例えば二〇〇一年にはこれをつくりました、二〇〇二年にはその上にこれをつくりました、二〇〇三年には、またこうつくる、こういうふうに積み上げていくような長期にわたる四半世紀、つまり二五年という、人の一代といいたしようか、ワンジェネレーションというんですか、そういう一つの区切りではないか、我々が未来を見通す場合に、一つの目安になる数字がそのくらいではないかと思っております。二五年ぐらいかけた長期事業でやっていく。

そして、二つ目は、その一年ごとにその年に群馬で生まれた子供の名前をそこに記していくということでございます。今、群馬県の出生数一万九千人ぐらいだというふうに言われておりますけれども、要するに群馬県で生まれた子供の名前を二〇〇一年はこうでした。二〇〇二年はこういうふうでした。こういうふうに積

み上げていく、そういうものが非常に美術的に見ても、芸術的に見ても美しいものにしていく、そしてつくられている段階でも、そのものが舞台になったり、あるいは何か催し物の際の格好な場所になっているとか、子供がそこで遊んだり、手に触れたり、写真撮影をしたり、そういう常時触れられるようなものにしていきたいということでございます。

その考え方の根本は、生まれた子供を心から誕生を祝福するということ、その子供たち、すなわち県民が未来に向かって群馬という社会をつくりあげていくんだ、そういう未来に向かって群馬県をつくっていくんだ、こういう人たちがつくっていくんだという、そういう基本理念といえますか、コンセプトといえますか、そういう考え方でそういうものをつくったらどうかと思っております。

関根宏一総務部長

二十一世紀イベントについてお答えをいたします。

来年は二十一世紀という新しい一〇〇年の始まりでありまして、県民とともに二十一世紀の幕開けをお祝いいたしまして、県民と行政とが協力しながら元気な群馬を一緒につくっていききたい、こういうお願いを込めて二十一世紀イベントを開催したいというふうに考えております。

イベントの内容でありますけれども、何といってもメインイベントといたしましては、カウントダウンがあるわけでございますけれども、カウントダウンにつきましては、県庁舎一階のエントランスホールに県産の絹糸を使いましてつくりましたオブリジェ、

これは県産の絹糸をひもにしまして、これを二〇〇一本束ねまして、その中にくす玉を入れる、こういったオブリジェによりまして、昭明や太鼓の演出、これを加えまして、参加者全員で新世紀の瞬間、これを最高潮に盛り上げながらお祝いをしたいというふうに考えております。

また、県庁舎の窓を利用いたしましたウインドールミネーション、本年度も午前零時に点灯いたしましたので、一月四日の早朝まで行っていききたいと考えております。

それから、一月一日には、ニューイヤーパーティといたしまして、県庁舎の初日の出開放を行います。それから、ニューイヤーパーティ、あるいは国民文化祭開催でございますので、これと連携をいたしました催しも行いたいというふうに思っております。

このように、二十一世紀イベントにつきましては、より多くの県民の参加をいただきまして新世紀の到来をお祝いしたいというふうに考えております。

久保田順一郎議員―(略)―

まずは、中小企業におけるＩＴ化の推進についてですが、情報通信技術の急速な進歩は産業や社会構造に大きな影響を与えることからＩＴ革命と言われているわけであり、インターネットなどを利用したこれまでにない新しい事業や経営手法が生み出され、今後、我が国経済発展の牽引役として期待されております。

我が国においては、先ほど申し上げたように、ＩＴ戦略会議において二〇〇五年までに超高速通信が可能なインターネット網の整備、二〇〇三年までに行政内部の電子化、行政情報のインター

ネット公開・利用促進、二〇〇二年までに電子商取引を阻害する規制の改革、インターネット時代にふさわしい制度整備による電子商取引の促進等、今後のＩＴ政策の指針となる基本戦略を決定するなど、ＩＴ戦略を重要課題として取り組むわけがあります。

県においても、二十一世紀に向けた強い群馬経済を築くためには、本県産業を支える中小企業のＩＴ化の促進が大きな課題となっており、ＩＴを活用した経営革命に対し、積極的に取り組んでいく必要があると思えます。

しかしながら、最近になって、ＩＴへの冷めた見方やＩＴはほとんど人ごとだと思っている経営者も少なくなく、神経網としてのＩＴはあくまでも道具であって、主役はそれを使って直接的に生産性のアップや営業圏の拡大、産業構造の変革等に対応させていただく県内産業の各事業主体であると、そういうことが理解されていないことが確認できるわけがあります。したがって、今後、行政サイドの牽引力・指導力は、おのずとその責任と重要性を増してくるものと思われれます。

そこで、県内中小企業のＩＴ化の推進をどのように支援していくのか、商工労働部長にお伺いいたします。―(略)―

後藤 新商工労働部長

ＩＴ革命は、産業や社会構造に大きな影響を与えながら予想を超える勢いで進んでおり、中小企業にとっては物流の効率化や新しい事業への取り組み、経営手法変革など、大きな可能性が期待されています。

こうした中小企業のＩＴ化への支援として、県では、まず県内

産業の情報力強化を図るため、昨年度、産業界の代表者、情報関係企業の関係者、さらには学識経験者等で構成いたしますが、ぐんまＩＩ会議を設置し、今年度中の策定を目指して情報力強化のための指針、ぐんまＩＩプランの検討を進めております。

このＩＩプランの素案の中では大きな目標として五つを掲げておりまして、具体的には付加価値の高い経営を可能にする産業の情報力の強化、二つ目は、情報やＩＴを活用した経営革新と新産業への応援、三つ目は、ＩＴリーダーなどの人材育成、四つ目は、地元の情報サービス産業の発展への協力、そして五つ目が情報通信基盤、いわゆる情報インフラの整備の推進、この五つであります。

これらの目標を実現していくための具体的な施策をこのＩＩプランの中で行うとともに、産業情報力の強化を推進していくため、日常的なアドバイスから企業内の情報システムの構築に至るまで、多面的な課題を解決するための支援方策について検討を行ったり、あるいは産業界、教育機関、学術機関との役割分担や連携のあり方についても検討しているところであります。

このプランの実施時期は、ＩＴの進展するスピードを勘案いたしまして、あえて二〇〇一年から二〇〇三年の３年間という短期間を想定しております。また、情報通信基盤、情報インフラの整備など、具体的かつ重要なテーマにつきましては、特別に委員会を設置いたしましたので、より具体的な実施方法について検討をしていく予定であります。久保田議員の御指導もいただきながら、このＩＩプラン策定については、現在、鋭意進めておるところであります。

次に、ＩＴ化への具体的支援策といたしましては、一つは、中小企業振興公社にＩＴアドバイザーを配置いたしまして、製造業や商業・サービス業等の各種ＩＴ化に関する相談に応じることを行っております。あるいは、現在、インターネットによるぐんまバーチャル２マーケット、これは仮想市場で仮想取引を行うという意味で仮想の二重を意味しておりますが、こうした仮想市場を設置いたしましたので、急速に普及しております電子商取引、いわゆるＢ２Ｃといわれるようなビジネスからコンシューマー、消費者への取引、こうした電子商取引の研究や、それから実際にそこで模擬体験を商業者等に行っていたらいい、そういうことを今進めておるといふ状況であります。

また、さらには、来年の二月にイベントを開催すると予定としておりまして、「人と産業の未来のために」と銘打ちまして、ぐんまＩＴフェアを開催する予定としております。この中で、ＩＴを活用した最新の状況を一堂に展示・紹介し、中小企業の方々に情報通信技術の可能性を目で見、肌で感じていただきたいというふうに思っております。また、このＩＴフェアの中で、企業のＩＴ化にとって欠かせない企業トップの理解を得るための企業のトップを対象にしたＩＴトップセミナーも計画をしております。

さらに、製造業の分野でＩＴ化を促進するためにＩＴ・ものづくり融合化プロジェクトも実施しております。コンピュータを利用いたしました設計・生産管理などを支援するＩＴ・ものづくり融合化アドバイザーを企業へ派遣しております。また、商工会議所及び商工会の経営指導員などを民間の情報専門学校へ派遣し、ＩＴ化に対応した指導能力の向上にも努めておるところであります。

ります。

いずれにいたしましても、情報通信技術、ITの進歩が著しいことから、中小企業に対するIT化支援施策をきめ細かに実施していくことにより、ITの先進県となるよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。―(略)―

本会議第三日(十二月八日)

◎一般質問(第七十九号から第二百十号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問)

○本日の発言通告

一 自由民主党 安楽岡 一雄

- 1 県税収入の現状について
- 2 教職員研修の充実について
- 3 耕作放棄地対策について
- 4 中心市街地の活性化に向けた取り組みについて
- 5 消費者契約法について
- 6 参議院議員の選挙制度の改革について
- 7 警察改革の取り組みについて
- 8 地元問題について

二 公明党 小島 明人

- 1 日本銀行に対する地方税還付問題について
- 2 廃PCB対策について

3 病院ボランティア制度の普及と充実策について

4 IT講習会の具体的対策について

5 交通事故防止対策について

三 自由民主党 須藤 昭男

1 子育て支援策について

2 元気な高齢者に対する支援について

4 高校生の国際交流について

5 交通事故防止対策について

6 花きの振興について

7 地元問題について

四 自由民主党 荻原 康二

1 「二十一世紀のプラン」について

2 古代遺跡発掘問題にかかわる県の考え方と対応について

3 来日外国人犯罪について

4 不動産取得税と評価額について

5 林務行政にかかわる諸施策について

6 「道普請型ぐんまグリーン大作戦」について

7 河川区域における放置車輛について

8 発電の現状と新たな水力発電計画について

安楽岡一雄議員―(略)―

三番目になりますが、耕作放棄地について、昨年、七月一六日に施行された食料・農業・農村基本法では、食料の安定供給の確

保、多面的機能の發揮、農業の持続的な発展、農村の振興基本理念としておりますが、言うまでもなく、農業は国民・県民の生活に不可欠な食料生産の大事な役割を担う産業であり、さらに、農業には地域の環境・景観を保全する等の公益的な重要な側面も持っております。

県内の農業・農村を見ますと、著しい高齢化や後継者不足などから地域農業の将来への不安や農業の地盤沈下を憂える声が上がっております。また、最近では、農産物の輸入増加から野菜等の価格の低迷が続いており、農業経営の根底を揺るがす切実な状況が続いております。先日、本県の農林業センサスの集計結果が公表されましたが、五年前の状況に比べて農業・農村は担い手の減少や耕作放棄地が大幅に増加しており、事態の深刻さをうかがい知らされたところであります。

耕作放棄地の増加は、当然のことながら地域農業の活性化や環境・景観の保全に支障を与えております。私は、こうした農業の存立にとって致命的な問題を放置しておくことは決して許されるものではなく、早急に適切な対応を講じる必要があると考えております。

そこで、農政部長にお尋ねします。

まず、耕作放棄地の現状を県としてどのようにとらえているのか、そして、今後、耕作放棄地を解消するためにどのような対策を推進していくのか、二点についてお伺いいたします。―(略)―

富田敏彦農政部長

耕作放棄地対策についてお答えいたします。

まず、耕作放棄地の現状を県としてどのようにとらえているかについてであります。十一月三〇日に公表されました二〇〇〇年農林業センサスにおきまして、群馬県内の耕作放棄地は七千八百十二ヘクタールでありまして、平成七年の前回センサス四千五百三十一ヘクタールに比べて大幅な増加となっております。これは、議員御指摘のような農業従事者の高齢化や農業の担い手不足等が主な要因でありまして、農地の借り手が不足し、農地の有効利用が難しい地域が増加していること、また、農産物価格の低迷なども担い手農家の規模拡大意欲に影響していると考えております。

なお、耕作放棄地は、傾斜が強く不整形であったり、小區画など圃場条件のよくない農地に多く、農業機械の活用などが難しいことなどから、生産コストの低減を図ることにより所得の向上を図ろうとする担い手へ集積することが困難の場合が多く、その結果として耕作放棄地となっている農地も多いと考えております。

次に今後、耕作放棄地を解消するためにどのような対策を推進していくのかについてであります。農地については、兼業農家や高齢農家から担い手農家に利用集積をすることによって有効利用を図ることが重要であります。このため、農地流動化対策といたしまして、農地利用集積促進奨励金交付事業等を実施しているほか、耕作放棄地対策といたしまして、遊休農地活性化推進事業を実施しており、野菜をはじめとする園芸作物などの生産振興を図っているところでございます。

また、道普請型ぐんまクリーン大作戦の一環として、耕作放棄地クリーン大作戦の展開によりまして、花の景観づくりに積極的に取り組んでいます。

なお、農業生産活動が停滞している地域におきましては、地域内の農地、労働力、機械施設などの資源を地域の中で有効に活用する、いわゆる地域営農システムの構築に取り組んでおります。

また、中山間地域におきましては、直接支払制度を導入することによって、集落協定に基づき耕作放棄地の発生防止や解消対策が図られる制度となっておりますので、これらの地域の取り組みに対しまして、市町村、農業団体と一体となって推進しているところであります。

耕作放棄地の解消は、地域農業の重要な課題でありまして、環境保全や景観保全の観点においても、今後とも実効ある対策を講ずる必要がありますので、農地の流動化対策とともに、農業生産基盤整備や担い手対策あるいは経営安定対策等を総合的に推進することにより耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第七十九号議案から第二十号議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月十一日から十五日及び十八日は委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（十二月十九日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第二十一号議案 収用委員会委員及び予備委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、収用委員会委員及び予備委員の選任についてであります。

現委員の森田 均氏、安盛 博氏、及び予備委員の井上昭素氏の任期が十二月十八日をもって満了となりましたので、現委員の後任者として森田 均氏、泉 岩雄氏を、予備委員の後任として井上昭素氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し採決

第二十一号議案は原案に同意することに決定

◎第七十九号から第二十号までの各議案及び請願を議題とした委員長報告

亀山豊文保健福祉常任委員長、荻原康二環境土木常任委員長、五十嵐清隆農林常任委員長、星野 寛産業経済常任委員長、安楽岡一雄文教治安常任委員長、岡田義弘総務企画常任委員長、庭山 昌こども未来特別委員長、中村紀雄高齢・くらし特別委

員長、腰塚 誠景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査経過及び結果について報告があった。

○亀山豊文保健福祉常任委員長（概要）

最初に、県が平成十一年度を実施した社会福祉施設等の指導監査・実地指導の結果について、給与規程の適用方法と考え方などが質疑されたのをはじめ、財務学会計及び職員処遇の指摘内容と考え方、施設経営者及び職員の研修や指導などについて質疑されました。

次に、重度心身障害者に対する介護保険利用者負担金の助成制度の創設についての考え方が質されるとともに、障害者などに対する介護保険料の減免措置について質疑がされました。

続いて、西吾妻福祉病院について、六合村の医療センターなど地域医療との関係や医療の需給バランス、ベッド増床計画や僻地医療の展開についての考え方などが質疑されました。

また、医療廃棄物について、県立病院や民間病院、個人医院の処理状況と処理量、県内処理業者数と処理の考え方、処理価格の実態、感染性医療用廃棄物の処理方法などについて質疑されました。

○荻原康二環境土木常任委員長（概要）

最初に、環境生活部であります。環境政策関連では、コッポプランの目標達成に向けての今後の取り組み方針や自動車排出ガスへの具体的な対策について県の考えを質すとともに、低公害車の導入状況と融資制度の利用状況、アルコール系燃料の概要等

について質疑が行われました。

自然環境関連では、住民参加型の県立公園の管理の状況や自然環境カレンダー作成に当たったの基本的な考え方や活用状況が質疑されました。

続いて、土木部関係であります。監理関連では、県内経済の活性化を図るため、県内企業への優先的発注についての考え方や元請・下請関係における下請業者救済のための方策、公共事業の資材単価の決定方法等について県の考え方が質されました。

道路建設関連では、東毛広域幹線道路玉村地区における高盛土方式への計画変更の経緯や高檜トンネルの概要及び国道十七号三国トンネル開削と県の負担が、また、道路維持関連では、道路側溝への編合併浄化槽からの放流や年末における道路工事の状況等について質疑されました。

○腰塚 誠景気対策・科学技術特別委員長（概要）

最初に、二十一世紀に向けて県民や企業に夢と希望をもたらせるような科学技術の振興について、ビジョンや取り組みとして、研究テーマが質疑されたのをはじめ、情報や地域開発の拠点としての大学の活用と連携についての考え方や、中小企業への技術振興支援策、異業種交流促進施策などが質疑されました。

次に、中小企業に対する技術支援の中核機関となる群馬産業技術センターの整備について、センターの目指しているものは何か、会計制度や人材登用、職員の勤務形態等と現行制度との関係など運営体制の課題、産・学・官連携による技術開発や民間技術者の採用など研究体制のあり方、機器導入計画の概要、整備の進捗状

況などが質疑されるとともに、東毛支所整備検討委員会の論議の内容、本所と支所との役割分担と連携などさまざまな角度から質疑されました。

◎討論

日本共産党県議団 金子 賢 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十五号議案 公共事業の県内業者への優先的発注並びに地元

産品の優先使用を求める決議

議第十六号議案 「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意

見書

議第十七号議案 林業・木材産業の振興に関する意見書

◎提案説明

議第十五号議案について 星野巳喜男議員

◎議第十五号議案について委員会付託を省略して、討論

自由民主党 荻原康二 賛成の討論

フォーラム群馬 長崎博幸 賛成の討論

日本共産党県議団 宇津野洋一 賛成の討論

公明党 庭山 昌 賛成の討論

◎採決

議第十五号議案は原案のとおり可決

◎議第十六号及び議第十七号について提案説明及び委員会付託を省略し、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定

◎表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞 矢口昇副議長

・全国都道府県議会議長会表彰状の伝達 矢口昇副議長

柳沢本次、橋爪和夫の各議員（在職二十五年以上）

田島雄一議員（在職二十年以上）

菅野義章、高木政夫の各議員（在職十五年以上）

・県議会顕彰状の授与 矢口昇副議長

柳沢本次、橋爪和夫の各議員（在職二十五年以上）

田島雄一議員（在職二十年以上）

山口 清、菅野義章、高木政夫の各議員（在職十五年以

上）

・知事感謝状の贈呈 小寺弘之知事

柳沢本次、橋爪和夫の各議員（在職二十五年以上）

田島雄一議員（在職二十年以上）

山口 清、菅野義章、高木政夫の各議員（在職十五年以
上）

・祝辞

大林喬任議員

・謝辞

柳沢本次議員

二 請願の審査状況

知事提出議案三十五件（うち可決三十五件）

議員提出議案三件（うち可決三件）

請願七十一件（うち採択八件、一部採択八件、不採択二件、

審査未了十九件、継続審査三十四件）

会議結果

一 議案審査の状況

第十項 平成十三年二月定例会

平成十三年二月定例会概括表

	2月27日	2月21日	月日
	<p>人事委員会の意見書の配 付 新任者の紹介</p>	<p>議案の送付書及び意見書 の処理結果の朗読</p>	<p>開会に先立ち群馬交響楽 団による演奏 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配 付</p>
			<p>諸般の報告・紹介 選挙・指名 会議録署名議員の 指名</p>
	<p>第一号議案 第七七号議案 承第一号</p>	<p>第一号議案 第七八号議案 承第一号</p>	<p>上程議案</p>
	<p>一般質問 真下誠治 答弁 高石警察本部長 福島企画部長 岡 保健福祉部長 林環境生活部長 山口林 務部長 後藤商工労働部長 砂川土木部 長</p>	<p>一般質問 南波和憲 答弁 高石警察本部長 野口企業管理者 関根総務部長 福島企画部長 岡保健福 祉部長 富田農政部長 後藤商工労働部 長 砂川土木部長 一般質問 金子賢 答弁 小寺知事 高井教育長 後藤商工 労働部長</p>	<p>質疑・一般質問・討論の 審議 の 状 況 委員長報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第七八号議案、原案に同意 請願の委員会付託 休会の議決</p>
	<p>休会の議決</p>		

	3月2日	2月28日
第一号議案 第七七号議案 承第一号	第一号議案 第七七号議案 承第一号	第一号議案 第七七号議案 承第一号
<p>一般質問 山本 龍 答弁 小寺知事 河村選挙管理委員会委員 長 関根総務部長 岡保健福祉部長 林 環境生活部長 富田農政部長 後藤商工 労働部長 砂川土木部長 一般質問 吉川真由美</p>	<p>一般質問 庭山 昌 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 部長 関根総務部長 福島企画部長 岡 保健福祉部長 富田農政部長 後藤商工 労働部長 砂川土木部長 一般質問 秋山一男 答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部 長 福島企画部長 岡保健福祉部長 富 田農政部長 後藤商工労働部長 一般質問 黒沢孝行 答弁 小寺知事 高井教育長 高石警察本 長 岡保健福祉部長 富田農政部長 後 藤商工労働部長</p>	<p>一般質問 小野里光敏 答弁 小寺知事 高井教育長 正田公安委 員会委員長 関根総務部長 福島企画部 長 林環境生活部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 宇津野洋一 答弁 小寺知事 山口林務部長 砂川土木 部長 一般質問 安楽岡一雄 答弁 高井教育長 高石警察本部長 関根 総務部長 福島企画部長 富田農政部長 後藤商工労働部長 砂川土木部長 一般質問 木暮繁俊 答弁 岡保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 山口林務部長 砂川土木 部長</p>
議案の委員会付託 休会の議決		

3月22日	3月8日	3月5日
追加議案の送付書及び意見書の処理結果朗読 議案提出書朗読	議案提出書朗読	
第七九号議案 (追加) 第一号議案 第四八号議案 議第三号議案 第五号議案	第四九号議案 第七七号議案 承第一号 議第一号議案 第二号議案	
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 中沢丈一 賛成討論 境野貞夫 賛成討論 小島明人 賛成討論 議第五号議案に対する討論 金子賢 反対討論 原富夫 賛成討論	委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 中沢丈一 賛成討論 境野貞夫 賛成討論 小島明人 賛成討論 議第五号議案に対する討論 金子賢 反対討論 原富夫 賛成討論	答弁 小寺知事 高井教育長 河村選挙管理委員会委員長 高石警察本部長 岡保健福祉部長 林環境生活部長 富田農政部長 一般質問 岩井均 答弁 小寺知事 高井教育長 関根総務部長 福島企画部長 富田農政部長 山口林務部長 砂川土木部長 一般質問 岡田義弘 答弁 小寺知事 阿久澤人事委員会委員長 高石警察本部長 野口企業管理者 関根総務部長 岡保健福祉部長 山口林務部長 後藤商工労働部長
知事の提案説明 第七九号議案、原案に同意 委員長報告 第一号議案、第四八号議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定 議第三号議案、議第五号議案、可決 特定事件の継続審査	委員報告 第四九号議案、第七七号議案及び承第一号は委員長報告のとおり可決及び承認 議第一号議案、議第二号議案、可決 休会の議決	

本会議第一日(二月二十一日)

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告
監査委員の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

五十嵐清隆、小島明人、関根罔男の各議員を指名

◎会期の決定

会期は、二月二十一日から三月二十二日までの三十日間とする
ことを決定

◎議案の上程

第一号議案	平成十三年度群馬県一般会計予算	第二十九号議案	群馬県の生活環境を保全する条例の一部を改正
第二号議案	平成十三年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	第二十八号議案	群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第三号議案	平成十三年度群馬県災害救助基金特別会計予算	第二十七号議案	群馬県立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第四号議案	平成十三年度群馬県農業改良資金特別会計予算	第二十六号議案	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第五号議案	平成十三年度群馬県農業災害対策費特別会計予算	第二十五号議案	群馬県保健所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例
第六号議案	平成十三年度群馬県有模範林施設費特別会計予算	第二十四号議案	群馬県職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第七号議案	平成十三年度群馬県営競輪費特別会計予算	第二十三号議案	群馬県職員定数条例の一部を改正する条例
第八号議案	平成十三年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計予算	第二十二号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第九号議案	平成十三年度群馬県用地先行取得特別会計予算	第二十一号議案	群馬県立女子大学条例の一部を改正する条例
第十号議案	平成十三年度群馬県収入証紙特別会計予算	第二十号議案	群馬県警察署協議会条例
第十一号議案	平成十三年度群馬県林業改善資金特別会計予算	第十九号議案	群馬県市町村立学校職員の再任用に関する条例
第十二号議案	平成十三年度群馬県流域下水道事業費特別会計	第十八号議案	群馬県解体工事業者登録手数料条例
		第十七号議案	群馬県ものづくり・新産業創出基本条例
		第十六号議案	群馬県県有施設共通パスポート条例
		第十五号議案	群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
		第十四号議案	群馬県職員の再任用に関する条例
		第十三号議案	平成十三年度群馬県病院事業会計予算

第三十号議案	群馬県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例	第四十六号議案	平成十三年度群馬県観光施設事業会計予算
第三十一号議案	群馬県卸売市場条例の一部を改正する条例	第四十七号議案	平成十三年度群馬県駐車場事業会計予算
第三十二号議案	群馬県頭首工管理条例の一部を改正する条例	第四十八号議案	群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例
第三十三号議案	群馬県流域下水道条例の一部を改正する条例	第四十九号議案	平成十二年度群馬県一般会計補正予算(第六号)
第三十四号議案	群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	第五十号議案	平成十二年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算(第二号)
第三十五号議案	群馬県立学校授業料等徴収条例等の一部を改正する条例	第五十一号議案	平成十二年度群馬県農業災害対策費特別会計補正予算(第一号)
第三十六号議案	群馬県教育委員会事務局等職員定数条例等の一部を改正する条例	第五十二号議案	平成十二年度群馬県県営競輪費特別会計補正予算(第一号)
第三十七号議案	群馬県立近代美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第五十三号議案	平成十二年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算(第二号)
第三十八号議案	群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	第五十四号議案	平成十二年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算(第二号)
第三十九号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	第五十五号議案	平成十二年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算(第二号)
第四十号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担について	第五十六号議案	平成十二年度群馬県病院事業会計補正予算(第三号)
第四十一号議案	包括外部監査契約の締結について	第五十七号議案	平成十二年度群馬県電気事業会計補正予算(第二号)
第四十二号議案	平成十三年度群馬県電気事業会計予算	第五十八号議案	平成十二年度群馬県工業用水道事業会計補正予算(第二号)
第四十三号議案	平成十三年度群馬県工業用水道事業会計予算	第五十九号議案	平成十二年度群馬県水道事業会計補正予算(第二号)
第四十四号議案	平成十三年度群馬県水道事業会計予算		
第四十五号議案	平成十三年度群馬県団地造成事業会計予算		

- 第六十号議案 平成十二年度群馬県団地造成事業会計補正予算
(第三号)
- 第六十一号議案 平成十二年度群馬県観光施設事業会計補正予算
(第三号)
- 第六十二号議案 平成十二年度群馬県駐車場事業会計補正予算
(第三号)
- 第六十三号議案 群馬県県税条例の一部を改正する条例
- 第六十四号議案 群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 第六十五号議案 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第六十六号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
- 第六十七号議案 地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について
- 第六十八号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
- 第六十九号議案 地方財政法第二十七条の規定による町村の負担の負担について
- 第七十号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
- 第七十一号議案 地方財政法第二十七条の規定による市町の負担について
- 第七十二号議案 土地改良法第九十条の規定による村の負担につ

- 第七十三号議案 土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について
 - 第七十四号議案 下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について
 - 第七十五号議案 過疎地域自立促進特別措置法第十五条の規定による村の負担について
 - 第七十六号議案 河川法第四条第一項の水系に係る一級河川の指定について
 - 第七十七号議案 工事委託契約の締結について
 - 第七十八号議案 識見を有する者のうちから選任される監査委員の選任について
 - 承 第一号 専決処分承認について
- ◎提案説明(概要)
- 小寺弘之知事
- 二月定例会議会の開会に当たり、平成十三年度当初予算を初め、提出議案の概要について御説明申し上げます。
- 平成十三年度当初予算編成に当たっては、いかなる方針で臨むべきか、私は大いに悩むところでありました。熟慮に熟慮を重ね、慎重に検討した結果、景気対策を最重視しながらも、財政の健全化への道筋をつけることを視野に入れた予算とすることといたしました。その結果、予算総額は八千三百七十九億九千七百二万円、前年度比二・五%減となりました。
- 平成十三年度当初予算の基本方針について申し上げます。

まず、第一に、当面の緊急課題としての県内景気の回復であります。

現在の景気状況を踏まえ、需要の創出や金融を初め総合的な対策を実施してまいります。県立病院や県立高校、福祉施設、道路を初めとする県民生活に必要な社会資本整備を引き続き積極的に行います。そして県民生活に身近で地元に着した事業に力を入れることにより、地元中小・零細企業に最大限配慮します。

第二は、次代を担う元気な「子ども」たちのためにであります。狭義の子育て支援にとどまらず、子どもが育つのに適した広い意味での社会環境づくりを行います。

第三は、県民の「くらし」を元気にであります。

昨年四月からスタートした介護保険制度については、この一年間の制度の検証を行うとともに、当面の経過措置として新たに重度心身障害者の介護サービス利用料の自己負担分の助成を行うほか、介護慰労金制度の継続等、県単独の施策に精力的に取り組めます。

また、高齢者や障害者の自立、社会参加を促進し、家庭や地域、施設で安心して暮らせる体制を整備するなど、県民だれでもが参加できる社会をつくります。

第四は、強さと優しさのある「経済」社会の実現と科学技術の振興であります。

現在、群馬県では、これからの県経済を引っ張っていく幾つかの新しい芽が始めておりますが、将来の県経済を担っていく産業や人材を育成するため、中長期的な取り組みに重点を置いていきます。

このほか、特別会計予算案十一件、病院事業会計など企業会計予算案七件を提出しております。

事件議案としては、群馬県職員の再任用に関する条例を初め、各般にわたる二十九件の議案を提出しております。

平成十二年度関係につきましては、予算関係十四件、事件議案十七件について御審議をお願いしております。

一般会計補正予算案の主な内容としては、老人福祉施設整備費補助の前倒し実施や信用保証協会への出捐など、必要な補正措置を講ずることによりあります。

事件議案としては、群馬県県税条例の一部を改正する条例など、各般にわたる議案を提出しております。

◎意見の聴取

第十四号、第十五号、第十九号及び第二十四号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎第七十八号議案について委員会付託を省略して採決

原案のとおり同意することに決定

◎請願の委員会付託

二月十四日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

二月二十二日、二十三日及び二月二十六日の三日間は議案調

查のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十七日）

◎諸般の報告

第十四号、第十五号、第十九号及び第二十四号の各議案について群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎新任者の紹介

後藤かね子監査委員（二月二十一日付）

◎一般質問（第一号から第七十七号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 沢 丈 一

- 1 平成十三年度の予算編成について
- 2 二十一世紀の文化づくり事業について
- 3 少子化対策への取り組みについて
- 4 農政基本施策について
- 5 群馬の森林を守るための総合的な取り組みについて
- 6 新年度の産業施策の取り組みについて
- 7 公共事業の再点検について
- 8 都市計画法の改正に伴う取り組みについて
- 9 「さくらプラン」及び「わかばプラン」の今後の見通しに

ついて

- 10 学校教育改革推進計画策定委員会中間報告について
- 11 平成十三年度の警察体制の整備について

二 フォーラム群馬 山下 勝

- 1 新年度予算について
- 2 財政問題について
- 3 市町村合併の考え方と対応について
- 4 ファミリー・サポート・センターについて
- 5 高齢者福祉対策について
- 6 農業の活性化について
- 7 総合行政ネットワークについて
- 8 P R T R法と本県の対応について
- 9 県営ゴルフ場の経営方針について
- 10 暴走族の現況と今後の取締りについて
- 11 広幹道の進捗状況と今後の見通しについて

三 自由民主党 南 波 和 憲

- 1 観光施設事業の経営改善状況について
- 2 平成十三年度における制度融資について
- 3 平成十三年度における保健福祉行政について
- 4 私学に対する助成について
- 5 家畜伝染病の感染予防対策について
- 6 交通事故防止対策について
- 7 利根川上下流域地域の連携について

8 地元問題について

四 日本共産党県議団 金子 賢

- 1 知事の政治姿勢について
- 2 新年度予算について
- 3 深刻化する失業問題の解消について
- 4 市町村合併問題について
- 5 さくら・わかばプランの改善について
- 6 地域産業育成支援事業について

中沢丈一議員―(略)―

二十世紀最初の議会で登壇できる光榮に浴し、二十世紀を展望しながら順次質問してまいります。

一九〇一年、二十世紀幕あけの年、一月の新聞に掲載された評判を呼んだ「二十世紀の予言」にこう書いてありました。十九世紀は既に去り、人も世も、ともに二十世紀の新舞台にあらわることとなりぬ、形而下においては、蒸気力時代、電気力時代の称あり、また、形而上においては人道時代、婦人時代の名あることとなるが、さらに歩みを進めて二十世紀の社会はいかなる現象を呈出するべきのくだりに続き、二十世紀に起こるであろう幾つかを挙げています。例えば、遠距離の写真――テレビのことかと思っております。野獣の滅亡、七日間世界一周、蚊及びノミの滅亡人の声十里に達す、写真・電話普及、自転車の世の中、暴風を防ぐ、人と野獣との会話自在と予言したようであります。

蚊やノミは滅亡していません。また、人と野獣の会話は自在に

なっておりますが、ほかのことは予想をはるかに超え、急激な進歩を遂げた百年と言えます。さらに、私は戦後生まれであります。が、子供のころ、月にはウサギが住んでいてもちをついていると聞かされました。特に、戦後を思うと、この五十年の進歩はさらに著しいものがあつたと言えます。

今、IT革命と言われています。ドッグイヤー、犬の寿命よりも早く科学技術、IT革命が進んでいるようであります。そして、二十一世紀はがんが撲滅され、宇宙旅行も月より火星の方が人気が高くなるような予想がされます。ドライブは円盤で快適に。痴呆の人もいなくなるのではないでしょうかと夢を見ております。

一方、小さくなった地球、低くなった国境の中で、日本は豊かな不満社会にあり、経済が厳しいだけに進路がなかなか見つからない状況でもあります。やがて、日本で米をつくる人がいなくなってしまうのでは、また、農業がなくなってしまうのではないかと心配もしております。子供がますます少なくなる中で、心配であります。

カルタゴの教訓に、カルタゴは富の獲得だけに血道を上げて、経済的な力のほかに政治的な、知的な、倫理的な進歩を目指そうと何の努力もしなかつたため、都市国家の滅亡を招いたと、みずからの経済力の強さに安住してしまい、自由な精神はごくみ他の地域から高く支持される文化の創造を怠つたことにあると言われております。

二十一世紀は、社会を前進するために知識の教育と社会を安定させるため心の教育が必要であり、技術立国を目指しながら、清貧で高潔な国際貢献を進める時代であるというふうにも私は考え

ております。そして、県内においては、元気のある県政を目指さなければいけないと考えております。私の思いを申し述べました。以上の観点から質問に入っております。

第二項目め、二十一世紀の文化づくり事業について伺います。

二十一世紀のスタートであります。二十世紀の百年は、先ほど申し上げましたように、物質的な豊かさを求めた時代でした。私たちは、便利で快適な暮らしを実現するために、経済活動を重視し、科学技術を発展させ、国土の開発やさまざまなハード整備を進めてまいりました。これからも、農業技術、医療技術、土木技術、過去技術等々、技術や物の重要性に変わりはありませんが、二十一世紀の群馬県を真に豊かで元気なものとするためには、県民の心の豊かさの充実を図ることがより重要になると考えます。

知事は、年頭のぐんま広報において、二十一世紀はこれまでの物質文明の発達に対応する精神文明の発達が必要である旨を強調され、県として新しい世紀にふさわしい事業を行うことを提唱されましたが、私もこれに大いに賛同するものであります。まして、今年には国民文化祭が開催される年であります。つきましては、県では、平成十三年度から新たに県民参加による二十一世紀の文化づくり事業をスタートさせると聞いていますが、基本的な考え方とともに、具体的にどのような事業を計画しているか、知事に伺います。

小寺弘之知事――(略)――

次に、二十一世紀の文化づくり事業についてでございます。

私は、二十一世紀をいわば精神文明の世紀と位置づけておりまして、心の豊かさを中心とした誇れる郷土を五十年、百年かけてつくってまいりまして子々孫々に残していく、そういう取り組みが今の県政にとっては極めて重要ではないかと考えております。これまでの県政においても、ふるさとの自然や地域を愛する心、家族や隣人を思いやる心をはぐくみ、自然と人とのきずな、人とのきずなを強めていくことが必要であると考えております。こうしたことから、広い意味での子育てや教育に関する諸施策を推進し、あわせて一郷一学運動を提唱してきたところでございます。

さらに、今回二十一世紀の文化づくり事業を提案したところでありますが、この事業は多くの県民が世代を超えて楽しく参加でき、自分やみずからの住む地域を再発見し、心のよりどころとなるような文化事業にしていきたいと考えております。まだ検討中の課題でございますが、一、二例を申し上げますと、十三年度においては、まず、生まれた子供の名前を二十五年間かけて記す、そういう二十一世紀の記念モニュメントのようなものを県庁前の県民ひろばにつくって、そして子供たちに群馬の未来を託す、そういうことを、県庁舎アート計画というのが前からございました。逐次彫刻品を飾ったり、いろいろアートでもって県庁舎をだんだん美しいものにしていこうと思っておりますが、そういうアート計画がございますので、その一環としてこのモニュメントを考えてみたらと考えております。この大きな建物、それからひろば、これらに調和するモニュメントはどういうものかということ、現在専門家にいろいろ検討を依頼しております。

それから、群馬県は美しい山並み、緑豊かな森林に囲まれ、身近に触れ合うことのできる豊かな自然がございます。そこで、自然への親しみと群馬県の山々の魅力を再認識して、郷土というものの、ふるさとというものを感ずることができるような、そうした山々をいわばぐんま百名山というようなことで選定を行ってみたいかどうかと、これも一つのアイデアとして温めております。

これらの事柄につきましては、現在県民からいろいろな意見が寄せられておりますので、そうした意見をお聞きしたり、有識者、専門家などからもアイデアを求めまして、二十一世紀を記念するにふさわしい事業として実施してまいりたいと思っております。――(略)――

山下 勝議員――(略)――

次に、市町村合併の考え方とその対応について、知事にお伺いいたします。

一昨年七月の市町村合併特例法の改正や八月の市町村の合併推進についての指針の自治省通知等により、自治体、地域における市町村合併推進に向けた検討、取り組みが強められつつあります。国の求めによる各都道府県の市町村合併のための計画、すなわち推進要綱は、消極的だと言われた一部都道府県も含め、年度内にはほぼ出そろった見込みと聞いています。既に国は四十七都道府県のすべてで市町村合併推進に向けたリレーシンポジウムを開催し、合併のための世論形成に努めるとともに、そのための特例として市制要件の一層の緩和や特別交付税による国の支援措置を追加決定するなど、合併推進のための支援策を強化し

ています。

今回の合併の動きは、一九五三年から三年間で集中的に取り組まれた昭和の大合併と地方財政の危機という点で共通の背景はあるものの、第一は、都市を含めた全市町村を対象としていること、第二は、市町村の自主的合併を前提としつつも、要綱づくりなど国の指示による都道府県主導型であることなどの特徴があると思うのであります。私は、自治とはいっても住民の声が届くところになければならず、知事の言う何のための合併なのかを明確にするとともに、ボトムアップ方式による住民発議を基本にしなければならぬと思うのであります。

市町村合併は言うまでもなく、新たな自治体を創設することであり、住民生活基盤や地域コミュニティの形成など、自治の手法等に大きくかわる問題であるだけに、そこに住む住民の自主性・主体性を尊重し、住民の合意によつて進められなければならないと思うのであります。しかし、今日、県内における合併論議は相当の地域で、しかも内容の深まった論議が、ある意味ではひとり歩きをも含めて、大変先行していると思われる現況にあります。

そこで、知事に伺いますが、今日の全国的状況及び県内の動きをどう認識しておられますか。さらには、国の求めによる推進要綱の対応はどうされますか。また、国の特例措置等に乗りおくれるなどという声がありますが、どのように思われますか。

小寺弘之知事

それから、市町村合併についての御質問でございます。市町村

合併については、政府あるいはいろいろな世論でも非常にこのことが指摘されておりまして、今や市町村合併をするムードが高まってきているところでございます。地方分権ということが叫ばれまして、その法律もできました。法律ができたところ、その地方分権の受け皿の整備が必要ではないかということが言われました。確かに、余り小さな自治体ではこれからのいろいろさまざまな仕事を消化していく上で、少し基盤が弱いのではないかと。もう少し拡大をしてスケールメリットというようなものも出していかなければならぬのではないかと、いろいろ合併についてはそういう論議が行われているのでございます。

私も、そういう議論も、確かにそういうこともあるなということとは感じているわけでございます。そして、自治体の本質といえますか、そのサイズを考える場合にも、その自治体の大きさを考える場合にも、考えるべき点で私は2つの点があるのではないかと思います。一つは、市町村というのは、政治の、いわゆる民主主義政治の最小の最も基礎的な団体であると考えています。最も基本的な、基礎的な小さな単位ではないかと思っております。つまり、住民からの声がやはり届く、そういうところに市町村という政府が存在しなければいけないと。それが余り大きくなつちゃうと声が届かなくなりまして、余り小さくなつてもまたうまくいかないということで、適切なサイズがそういう点から必要だと。つまり、くだいようですが、政治の最小単位としての市町村という位置づけであります。

それから、もう一つは、効率という点からでございます。幾ら政治的に声が届くといっても、その自治体はその要望にこたえて、

その要望をこなしていくだけの、処理していくだけの能力を持つていなければいけないと思うのでありまして、そのために行財政の効率、あるいは住民サービスの効率、こういったものがある程度の単位でなければ達成できないということでもあります。その2つの観点からこの自治体のサイズというのは決められるべきではないかなと思っております。そして、このことを最もよく認識し、判断できるのは、そこに住んでいる住民であると思うのであります。したがって、住民がみずから考えてこのくらいの市町村をつくるのが適切だということと、そういう自治体を形成すればいいのではないかと思っております。

ただ、現在のところ、政府、国あるいは県が主導的立場で市町村を指導しているというような形をとっております。ただ、これは地方分権というのは、そもそも上下関係にあるのではなくて、自分のことは自分で考えると、自立する、そして国との関係も対等であり、平等であると言われたのが地方分権の精神であったはずでございます。余り今のようないかなかなというふうな疑問に思うこともございます。地方分権も肝心な税財源の委譲のことについては、先ほども申し上げましたように、まだ手がつけられておりません。機関委任事務の廃止ということは達成できましたけれども、より重要な税財源のことについては手がつけられていないわけでありまして、実質的な地方分権というのがまだ達成されていないと言っても過言ではないと思っております。そういう中で、政府が自主的な合併を強力に推進するというのは、言葉の意味においてもちょっと私は戸惑いを感じるのでございます。群馬県は群馬県としての考え方をこれから取りまとめたい

たいと思っております。

なお、国がいろいろと特例措置を設けたりしておりますので、それに乗り遅れることになりはしないかという懸念もあるわけですが、いろいろと、大切なことでございます。市町村の単位をどういうふうにするかというのは極めて大切なことでありまして、これは三年や五年でもって変更するとかいう問題ではありません。五十年、百年を見据えたことでなければいけないと思っておりますので、単なる損得勘定とか、乗り遅れるんじゃないかとか、そういうことではなくて、もうちょっと自分たちが納得をして進めていくのはいいのではないかと思っております。私もよく考えておりました、ただ、人から言われるままにそのことを伝達するだけでは知事という責任を果たすことにはならないのではないかと、自分の良心あるいは自分の責任ということを考えて行動してまいりたいと思っております。――(略)――

本会議第三日(二月二十八日)

◎一般質問(第一号から第七十七号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問)

○本日の発言通告

一 自由民主党 真 下 誠 治

- 1 介護サービスの基盤整備について
- 2 IT推進の取り組みについて
- 3 ぐんま i (アイ) i (アイ) プランの実現に向けた取り組み

みについて

- 4 環境新技術導入促進事業について
- 5 最近における廃棄物の不法投棄事案や不法処理の実態とその対策について
- 6 公共事業における県産材の活用促進について
- 7 乾燥木材の供給体制の整備について
- 8 地元問題について

二 公 明 党 庭 山 昌

- 1 二十一世紀最初の予算について
- 2 教育問題について
- 3 国際化に伴う警察の対応について
- 4 少子化問題・エンゼルプランの見通しについて
- 5 アレルギー疾患対策について
- 6 内水面漁業の振興について
- 7 本県の雇用情勢と中高年齢者の雇用対策について
- 8 バリアフリーについて

三 自由民主党 秋 山 一 男

- 1 平成十三年度当初予算編成について
- 2 県試験研究機関のプロジェクト研究について
- 3 県立がんセンター新病院整備について
- 4 食料自給率向上対策について
- 5 産業技術センターの整備について
- 6 地場産業の活性化について

7 教育問題について

四 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

1 地方分権改革のこれまでと税源確保について

2 二十一世紀プランと群馬県農政について

3 労働者福祉について

4 奉仕活動の義務化について

5 上毛かるたについて

6 介護保険の周辺整備について

7 東毛地区の治安強化について

8 地元問題について

真下誠治議員―(略)―

二つ目は、廃棄物の不法投棄に関してでございます。

私は、渋川市内にあるボランティアグループに所属しております。この十八日に道路清掃活動に出かけてまいりました。市内の農免道路の空き缶とかごみ片付けの作業でございましたが、人員八名、わずか小一時間の作業でしたが、軽トラックいっぱいになるようなさまでございました。また、脇の空き地には乗用車と軽自動車各一台、ナンバーが外されてごみのに埋もれて放置されておりました。少し奥に入ったところでは、昨年の衆議院選挙の法定ビラでしょうか、何百枚も雪に埋もれて、さる党首の顔がにじんで泣いているように見えました。まことに心ない人の多さに何とも言えない寂しさを感じながらの作業でございました。

このようなポイ捨てから組織的な産業廃棄物の不法投棄まで後

を絶たない状況が見られます。特に、我が県は、高速道路網の発達とその地理的条件から産業廃棄物の不法投棄場所としてはねらわれやすく、首都圏の廃棄物まで不法処理される事案などがあると聞いております。そこで、警察本部長に最近の廃棄物の不法投棄や不法処理の実態はどのようなものか、お伺いいたします。

また、家電リサイクル法の施行を機に不法投棄の増加も懸念されるし、やはり今年四月一日から廃棄物処理法の一部改正によって廃材等を焼却するいわゆる野焼き行為が直罰化されることですが、これらを含めて県警察の取り組みをお伺いいたします。

高石和夫警察本部長

廃棄物の不法投棄などの廃棄物事犯の実態と対策についてお答えを申し上げます。

全国的に廃棄物の最終処分場が逼迫しております中で、群馬県は、高速道路網の発達した首都圏に位置しておりますことから、その山間部の山林あるいはその遊休農地というようなものが廃棄物の格好の処分場としてねらわれているというのが現状でございます。最近の廃棄物事犯の実態を見ますと、夜間・早朝の人間につかない時間帯というものをねらいますと、大量の産業廃棄物を不法に埋めたり焼却処分をしたりするような事犯、あるいは土砂の採取、宅地造成といったものを仮装して行う事犯というようなものがございます。また、警察や行政機関の動きを察知いたしますと、携帯電話によります連絡網を使って素早く処分場を変更するなど、だんだん悪質・巧妙化してきておるというのが実態でございます。さらに、こうした闇の処分場を探し求めて暴力

団あるいは悪質なブローカーが介在しておりまして、土地の地権者、あるいは管理者と結託するなどして、組織的・計画的に行われていることが目立ってきておるところでございます。

こうした廃棄物処理法違反事件を検挙するためには、一つには、現場の違法行為者、それから廃棄物を搬入する行為者、また、これに介在する暴力団あるいは悪質ブローカーなどを特定する必要がございます。また、産業廃棄物であることの立証、それからその排出源の特定というものもしなければなりません。また、業務性の立証と申しまして、つまり、違反行為を反復継続しているということを確認しなければならぬということがございます。そして、捜査員といたしましては、深夜・早朝の張り込み、あるいは長距離の尾行などの捜査を長期間継続して行っているところがございます。こうした粘り強い捜査の結果、昨年は産業廃棄物の不法投棄あるいは無許可処分業違反などで三十件、三十七人を検挙しておるところでございます。

また、議員御指摘のとおり、廃棄物処理法の一部改正によりまして本年四月一日以降、いわゆる野焼き行為というものが行政命令違反という前提なしで罰則を適用することができるということになるわけでありますが、事件捜査の観点からは、違反行為者の特定、あるいはその排出源や廃棄物性の立証というようなことで、捜査に要する時間あるいは労力ということについては何ら変わるところがないわけがございます。なお、いわゆる野焼き分行為でありますも、風俗慣習上必要なもの、農林業等でやむを得ないもの、軽微なたき火などの罰則の適用に当たつての除外事由というものも設けられております。

いずれにいたしましても、廃棄物事犯につきましては、行政指導に従わない悪質業者にかかわるような事犯、あるいは不法廃棄物処理業者らによる組織的・広域的な事犯、それから暴力団関係者が介在して不当な利益を得ているような事犯などを重点取り締まりの対象といたしまして、知事部局あるいは市町村と緊密な連携を図るとともに、県民の皆様方の御協力をいただきながら厳正な取り締まりをしてまいりる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎休会の議決

三月一日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（三月二日）

◎一般質問（第一号から第七十七号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 小野里 光 敏

- 1 二十一世のプランについて
- 2 県民の足の確保について
- 3 フロン回収の推進について
- 4 新時代労働基本計画について
- 5 新ぐんま教育プランについて
- 6 ぐんま武道館について

- 7 警察法改正に伴う県警察の管理について
- 8 地元問題について
- 二 日本共産党県議団 宇津野 洋 一
 - 1 二十一世紀を迎えた県政の責任について
 - 2 環境保全と自然エネルギーの活用について
 - 3 ダム依存策からの転換について
 - 4 音楽専用ホール実現の展望について
- 三 自由民主党 安楽岡 一 雄
 - 1 新・行政システム改革大綱の進捗状況及び成果について
 - 2 「一郷一学」の推進について
 - 3 野菜の振興対策について
 - 4 企業の立地動向と今後の企業誘致について
 - 5 県内の高度熟練技能継承について
 - 6 県立文化施設におけるサービス向上施策について
 - 7 警察関連について
 - 8 地元問題について
- 四 自由民主党 木 暮 繁 俊
 - 1 医薬品の安全管理と事故防止対策について
 - 2 新たな廃棄物処理計画策定に臨む県の考え方等について
 - 3 農政問題について
 - 4 間伐総合対策について
 - 5 地元問題について

小野里光敏議員―(略)―

続きまして、新ぐんま教育プランについて、教育長にお伺いします。

明治に入って近代教育が始まって以来、今日までの経済社会の発展にとって教育が大きな役割を果たしてきたことは、だれしもが認めることであると思います。特に、戦後の我が国の教育は、機会均等の理念を実現し、高度経済成長と相まって、大きく教育水準を高めてきており、本県の高学歴志向を見ても、高校への進学率は九十七・三%、大学、短大への進学率は四三・七%と公表されております。

しかし、一方、現在の教育に対しては、少子化や都市化の進展、行き過ぎた平等主義、科学技術の急速な発展や経済社会のグローバル化・情報化など、社会の大きな変動期を迎え、大幅な改革が求められています。国においては、教育改革国民会議の最終報告の提言を踏まえ、新世紀が始まる本年を教育新生元年と位置づけ、二十一世紀教育新生プランを策定し、関連法案を今国会に提出するとともに、平成十三年度予算案において所要の措置を行うこととしております。なお、この最終報告に対しては賛否両論の議論が交わされており、まさに百家争鳴の様子を呈しております。教育については皆ひとしく受ける機会があり、県民にとって大きな関心事であると考えます。こうした中において、県教育委員会において、時を同じくして新ぐんま教育プランを策定していると聞いておりますが、このプランの策定の趣旨や主な内容、また特徴についてお伺いします。

高井健二教育長―(略)―

まず、新ぐんま教育プランについてお答えいたします。

最初に、新ぐんま教育プランの策定の趣旨についてでございますが、御指摘のとおり、現在、社会が大きな転換期に直面しており、教育に対しても大きな改革が求められ、また、期待されていると認識しているところであります。こうした中であって、現在の教育総合計画が本年度をもって満了することから、二十一世紀における群馬の教育の将来像を示すため、新たな計画として策定することとしたものであります。

このプランは、二十一世紀のスタートを切った今、二十一世紀を担うのは子供たちであるとの認識に立ちまして、子供たちを中心に据え、改めて教育を振り返り、現状や課題を見詰め直しました。そして、それぞれの立場からの教育への思いを明らかにし、県政の目標として掲げている「子どもを育てるなら群馬県」の視点に立って群馬の教育を県民の皆様とともに考え、ともに歩んでいく指針として考えたものであります。

次に、その主な内容であります。プランは二編で構成しております。第一編では、まず、教育を取り巻く環境と今後の方向性を掲げ、次に、学校教育は教師の心を子供たちに伝える営みであると言われていることから、入学式における校長の声や、また子供たちがどのように育ってほしいのかを保護者や地域の人々の声として集め、子供たちへの思いとしてまとめました。

また、かつて先生は、スズメの学校やメダカの学校として歌にまで歌われていましたが、今の子供たちや保護者や地域の人々は、

教師のことをどのように思っているのか、また、どのように期待しているのかを教師への思いとして取りまとめました。そして最後に、二十一世紀の子どもたちのためにを合言葉に群馬としての教育改革に取り組むため、四つの政策として示しました。

その一つ目は、心の教育と豊かな人間性の育成であり、二つ目は、教育制度や内容の改善、三つ目は、学校・家庭・地域社会の連携、四つ目は、変化する社会への対応であります。第二編については、その四つの政策テーマについて、それぞれプランが予定している平成十三年度からの五カ年間の、その期間内における主な取り組みを掲げました。

あわせて、教育は学校・家庭・地域社会、そして行政が一体となつて高める必要があるとの認識のもと、学校として努力すべきこと、家庭で努力してもらいたいこと、地域などで取り組んでもらいたいこと、市町村で取り組んでもらいたいこと、これを掲げ、それぞれがそれぞれの立場で考えながら協力し合い、責任を持って実施していこうとして示したものであります。

次に、このプランの特徴であります。まず、県民の皆様とともに教育を考えると視点から、パブリックコメント制度を導入して、多くの意見を参考にさせていただきました。また、あわせて、子供たちを初め保護者や地域の人々から教育への思いを募集したところ、多数寄せられました。そのうちの幾つかをそのまま生の声として掲載いたしました。また、多くの皆様にこのプランを読んでいただき、ともに群馬の教育を考え、ともに進めていくため、読み物風に、そして携帯しやすいように厚さや大きさにも工夫しているとあります。

さらに、教育や子育ては総合行政であるとの観点に立ちまして、知事部局との連携事業を記載するとともに、教育委員会内部にあつても、一つの事業に複数の所管課が一体的に取り組むような記載としたことなどが挙げられます。現在、印刷製本中でありすが、でき上がり次第、このプランを幅広く配布して、多くの皆様に読んでいただきたいと考えております。

なお、このプランの巻頭にも書かせていただいておりますが、千里の行も足下より始まる、こういう言葉のとおり、新しい千紀も一年一年の積み重ねであり、着実な歩みを県民の皆様とともに進め、全国に誇れる教育立県を目指してまいりたいと考えております。

本会議第五日（三月五日）

◎一般質問（第一号から第七十七号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 山 本 龍

- 1 行政改革の手法について
- 2 再任用制度について
- 3 NPO法人やボランティア団体の育成支援について
- 4 小児医療対策について
- 5 酪農支援の取り組みについて
- 6 観光の支援策について

- 7 校庭の芝生化について
- 8 選挙における公開討論会について
- 9 上信自動車道について
- 10 情報化推進施策について

二 友翔クラブ 吉 川 真由美

- 1 危機管理について
- 2 ハイテク犯罪に対する取り組みについて
- 3 農業農村整備事業への取り組みについて
- 4 次期男女共同参画行動計画の策定について
- 5 認可外保育施設への支援について
- 6 学校評議員制度への評価と今後の展望について
- 7 選挙公報の発行について

三 自由民主党 岩 井 均

- 1 道普請型ぐんまクリーン大作戦について
- 2 県民への「わかりやすい」説明について
- 3 地域との連携を図った新しい学校経営の推進について
- 4 ぐんま昆虫の森（仮称）の一部利用開始について
- 5 森林整備に向けた作業道の整備について
- 6 水辺と森整備事業について
- 7 地元問題について

四 自由民主党 岡 田 義 弘

- 1 平成十三年度経済見通しについて

- 2 平成十三年度県職員採用試験の改革概要と受験者への周知について
- 3 パスポートの日曜交付について
- 4 県立循環器病センターにおける診療機能の拡充整備について
- 5 介護保険の保険料・利用者負担に係る低所得者対策について
- 6 元気県ぐんま21について
- 7 県産材センターについて
- 8 住宅建設の専門的な助言について
- 9 平成十二年の犯罪概況について
- 10 県央第二水道の水需要の動向と料金の平準化について

岡田義弘議員 — (略) —

次に、県央第二水道の水需要の動向と料金の平準化について伺いたいします。

広域水道事業は、豊かで安全な水の供給を図り、公衆衛生の向上と県民生活環境の改善という重要な使命を担っております。県央第二水道事業も、こうした趣旨に基づき、関係市町村の要望を受け、県央地域の広域的水道整備事業として企業局が平成五年に着工し、関係者の御努力によりまして、現在、前橋市など六市町村に給水されて、県民生活の向上に大きく寄与しております。

しかしながら、近年、人口の伸び悩みや景気の低迷、さらには節水努力などによって水需要が伸びず、一部の市町村にあっては、受水計画の見直し、の声もあることも承知しております。

こうした中で、企業局においては、平成十三年度当初予算に県央第二水道施設増設のための予算を計上しておりますが、水需給の現状や今後の見通し、施設の設備計画等についての率直なお考えを企業管理者にお伺いしたいと存じます。また、広域水道事業の水道料金を見ますと、県央第一水道の一トン当たり五十円に對し、県央第二水道など三施設は百十七円と大きな格差が生じております。これは施設によって事業費や水源費などをベースとして算出される給水原価が違うことに起因しているとのことでありますが、こうした大きな格差が生じている現状は、受水する県民にはなかなか理解が得られないと思うのであります。そこで、今後のこの料金格差の是正について具体的にどのようなお考えなのか、この機会にあわせて企業管理者にお尋ねしたいと存じます。 — (略) —

野口尚士企業管理者

県央第二水道の水需要の動向と料金の平準化についてお答えいたします。

最初に、水需要の動向であります。御指摘のとおり、近年の景気の低迷、あるいは節水意識の向上などによりまして、県央の第二水道受水団体におきましても、水需要の伸びは当初計画に比べると鈍化をいたしております。そういう状況の中ではあります。県央第二水道の現在の浄水施設は、当初計画の四分の一の規模・能力でありまして、受水市町村からの要望を見てもこのまま推移いたしますと、この浄水施設では平成十四年度以降の給水に一部支障が生ずることが予想されます。そこで、第二期工事とい

たしまして、先ほどお話しがありました平成十三年度からの浄水施設を一部増設する必要がありまして、そのための事業費を新年度予算に計上し、審議をお願いしているというふうなことであります。

なお、残る第三期、第四期につきましては、現在見直し作業を進めている受水団体の需要の動向を見きわめながら、着工時期や規模を検討していくというふうなことにしております。

次に、料金の平準化であります。御指摘のとおり、給水料金につきまして、県央第一が一トン当たり五十円、その他の三水道が一トン当たり百十七円と大きな差があります。これは全国の水道事業者が参画いたします社団法人日本水道協会において定められている水道料金体系の一般原則、そういうふうなものがあるわけなんですけれども、これが各事業ごとの個別原価主義に基づいておりまして、本県もこの算定方法によっているため、受水団体ごとに料金の格差が生じているというふうなことでございます。同じようなことが全国的に見ても、同一県内において各受水団体ごとに料金の格差が生じているというふうなケースが多く、各県ともその対応に苦慮しているというふうなのが実態であります。確かに同じ県民に対しまして供給する水道料金に格差が生じている状態というところにつきましては、水道事業者として、将来的には解決されることが望ましいというふうなこと、そういう考えのもとから、昨年十一月に県と四水道の受水団体で群馬県水道用水供給事業広域的連絡調整会議を発足させました。この中で料金の平準化についても協議・検討することといたしております。時間をかけても相互理解が深まるよう努めていきたいというふう

思っています。

今後とも経営の効率化や危機管理などにつきまして受水市町村とよく協議を重ねながら、水の安定・安全供給に努めてまいりたいというふうな考えております。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第七十七号議案及び承第一号については、それぞれ所轄の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月六日と七日は委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月八日）

◎第四十九号から第七十七号までの各議案と承第一号を議題とした委員長報告

亀山豊文保健福祉常任委員長、萩原康二環境土木常任委員長、五十嵐清隆農林常任委員長、星野 寛産業経済常任委員長、安楽岡一雄文教治安常任委員長、岡田義弘総務企画常任委員長から、それぞれの委員会における審査の経過と結果について報告があった。

○星野 寛産業経済常任委員長（概要）

最初に、商工労働部関係ですが、まず、工業振興課の人員費の増額補正の理由について質疑がありました。次に、雇用に関連して、最近の求人傾向及びパートタイマーの求人状況、職業相談員配置体制や相談実績について質疑されました。

続いて、県営競輪事業に関連して、経営状況や運営の実態について質疑されるとともに、経営改善等について一層努力するよう要望が出されました。

このほか、ぐんま起業家支援資金及び経営革新支援資金の利用状況、ベンチャー支援センターにおける相談状況等について、それぞれ熱心に質疑されました。

続いて、企業局関係ですが、観光施設事業に関連して、十二年度に実施した経営改善の取り組み全般及び委譲先市町村等について質疑されました。さらに、委譲された施設の職員の処遇、赤城緑風荘や各ゴルフ場の今後の経営改善策、観光開発公社への事業委託の方法等について、詳細な質疑が熱心に交わされました。

○安楽岡一雄文教治安常任委員長（概要）

最初に、教育委員会関係ですが、まず平成十二年度予算執行に対する成果と今後改善すべき点の有無などについて論議されたのを初め、授業料の減額の主な理由や年度途中で退学等する人数について質疑されました。

次に、教職員の採用関係では、採用予定人数や男女別の比率、現役及び社会人経験者の占める割合を初め、採用に当たり重視した点等について論議されました。

次に、警察本部関係ですが、交通関係では、本県におけ

る運転免許証の男女別取得者数及び運転免許証取得者の他県との比較や運転免許試験の受験者数及び合格率について質疑されました。

また、交通指導取り締まり関係では、とりわけ交通三悪と言われる飲酒運転、スピード違反、無免許運転など、事故に直結する悪質・危険性の高い違反者の取り締まり状況が質疑されたほか、元旦に行われた全国実業団駅伝の実施結果について、動員したのべ人数や警備等に要した経費の状況、特に今後改善すべき点や県警として要望したい点などについて論議されました。

◎採決

各議案は、委員長報告のとおり可決及び承認

◎発議案の付議（職員朗読）

議第一号議案 群馬県議定会議規則の一部を改正する規則

議第二号議案 米海軍原子力潜水艦の衝突による愛媛県立宇和

島水産高校実習船沈没事故に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略して、採決

各発議案は原案のとおり可決

◎休会の議決

三月九日、十二日から十六日、十九日及び二十一日は、委員会審査等のため本会議を休会することに決定

本会議第七日（三月二十二日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎追加議案の上程

第七十九号議案 人事委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は人事委員会委員の選任についてであります。これは、現委員の小田澤博氏の任期が五月十六日をもって満了となりますので、その後任者として高浦孝好氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略して、採決

原案に同意すること決定

◎第一号から第四十八号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

亀山豊文保健福祉常任委員長、荻原康二環境土木常任委員長、五十嵐清隆農林常任委員長、星野 寛産業経済常任委員長、安樂岡一雄文教治安常任委員長、岡田義弘総務企画常任委員長、庭山昌こども未来特別委員長、中村紀雄高齢・くらし特別委員

長、腰塚 誠景気対策・科学技術特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○庭山 昌こども未来特別委員長（概要）

最初に、新ぐんま教育プランについて、社会や教育環境の変化に伴う県民からの意見や要望を加えつつ、このプランを本県の定本とする考え方とその取り組み方や、教育改革国民会議の提言及び国のレインボープランの認識と本プランとの整合性等について質疑されました。

次に、十二月議会において本委員会が要望した「子どもを育てるなら群馬県」推進会議設置についての検討状況が質疑されるとともに、これを推進するに当たっては、柱となる行政としての提案が必要であり、責任を持って取り組まれない旨の要望がありました。

さらに、教員の特配定数とさくら・わかば両プランとの整合性や将来性、学校評議員制度についての評価や市町村における実施状況等が質されるとともに、人材育成についての考え方や家庭教育手帳の配布、児童福祉法の改正見直し、保育士の現状と幼保免許の両面取得の検討状況等、幅広い質疑が行われました。

○中村紀雄高齢・くらし特別委員長（概要）

最初に、男女共同参画社会に関連して、ぐんま男女共同参画プラン（仮称）の策定に向けて、男女共同参画の理念、男女共同参画社会形成のポイント、新ぐんま女性プランが策定された平成五年から今日までの取り組みの成果、市町村の計画策定状況等につ

いて幅広く質疑がありました。

さらに、出生率の低下と結婚しない女性の増加について論議されるとともに、子供を生み育てることの大切さについて啓発するよう要望が出されました。

次に、ボランティアに関連して、NPOや各種ボランティア団体の相互の交流・連携の状況、行政とボランティアを団体とのかかり方、市町村への支援の方法等について質疑がありました。続いて、NPOに関して、認証手続に関する諸問題、市町村別の認証数や活動内容、運営上の優遇措置、NPOサロンの設置状況、十三年度施策のNPO・ボランティア交流フェスティバルとボランティアはじめの一步事業の概要等について詳細な質疑が交わされました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

自由民主党 中沢丈一 賛成討論

フォーラム群馬 境野貞夫 賛成討論

公明党 小島明人 賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第三号議案 群馬県政務調査費の交付に関する条例

議第四号議案 高齢者及び障害者の雇用促進を求める意見書

議第五号議案 看護職員の確保に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略して討論

日本共産党 金子 賢 議第五号議案に対する反対討論

自由民主党 原 富夫 議第五号議案に対する賛成討論

◎採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案八十件（うち可決八十件）

議員提出議案五件（うち可決五件）

二 請願の審査状況

請願四十一件（うち採択十一件、一部採択六件、審査未了

一件、継続審査二十三件）